令和７年度

姫路市男女共同参画プラン 2027
推進状況報告書

－姫路市男女共同参画推進条例第 19 条の規定による年次報告書－

令和８年１０月

姫路市

〈 目　　次 〉

姫路市男女共同参画プラン２０２７の概要
(1)基本理念‥‥‥

姫路市男女共同参画プラン2027の概要

【1】プラン２０２７の基本理念

プラン２０２７では、姫路市男女共同参画推進条例における８つの基本理念を尊重しつつ、以下３つの基本理念を掲げます。

●男女の人権が尊重される社会●

「日本国憲法」は「個人の尊重」と「法の下の平等」を定めていますが、施行から半世紀以上の歳月が経った今でも、その精神が真に理解され、実際に生かされているとは言い難い状況です。特に、長い歳月にわたって社会や慣習の中でつくられてきた「こうあるべき」という固定的な性別意識は、様々な形での人権侵害や差別を生み出してきました。「女性の人権」が侵されている社会では、その対極にある「男性の人権」も女性とは違った面で侵されているということでもあります。どのような状況、立場であろうとも、全ての人が希望を失わず、いきいきと生きられる社会をつくるには、まず、全ての人の人権が尊重されなければなりません。基本法においても、その基本理念の第一に「男女の人権尊重」を掲げています。

●男女が対等に参画し、責任を担う社会●

男女が真に平等であるためには、対等な関係であることが基本です。性別に関係なく、それぞれが「独立した人格」として、互いを認め合い、資質・個性・能力を発揮できることが重要です。男性と同等に「人としての尊厳と価値」を持つ女性が、社会のあらゆる分野、日常の様々な場面や方針・方策等を決める場に、男性と共に関わり、共に責任を担うことが求められます。自立を基盤にして、更に一人ひとりが責任を持って、力を出し合い、知恵を重ねていく社会づくりこそ、今を生きる人々の大きな役割です。

さらに、少子高齢社会で労働力人口が減少している中、多様な人材を活用することは経済社会の活性化にとって必要不可欠であり、とりわけ女性がその能力を十分に発揮して経済社会に参画する機会を確保することが求められています。

●あらゆる状況・立場の人に多様な選択が保障される社会●

人権の基礎にあるのは「自尊感情」です。「かけがえのない自分」が「自分の人生の主人公になる」ことです。そのためには、どのような状況・立場に置かれても、自分の生き方を自分が責任を持って選べるという「希望」がなければなりません。性、年齢、ハンディキャップの有無を越えて、だれもが可能性を追及し、チャレンジできる社会こそ、活力があり夢を育める社会です。古い価値観や社会通念を振り払って、自己責任で様々な生き方を選択するには、一人ひとりの英知としなやかな強さ、深い洞察力が必要で、子育てや教育の中に、それらが込められなければなりません。また、「自分育て」の努力も必要ですが、個人の努力だけでは不可能です。多くの人々が互いに他を大事にし、補い合う連帯と、公的なバックアップが相まって、社会環境を培っていくことが必要です。

【参考】姫路市男女共同参画推進条例（平成 28 年４月施行）における８つの基本理念

●男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと及び男女が性別にかかわりなく個人として能力を発揮する機会が確保されること並びに多様な性のあり方も含めたあらゆる人の人権が尊重され、配慮されること。

●社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。

●男女が社会の対等な構成員として、様々な分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

●家族の構成員が性別にかかわりなく相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。

●男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会における取組が勘案され、その動向が配慮されること。

●女性には妊娠及び出産の機能が備わっていることが十分に配慮され、これによる差別がなされないこと、あらゆる人の性と生殖に関する意思が尊重されること並びに生涯にわたる健康の保持及び増進が図られること。

●市民等が地域社会を構成する一員としての自覚と責任を持ち、自主的かつ自発的に男女共同参画の推進のための活動に参画するとともに、当該活動に参画する他のものと協働して取り組むことができるようにすること。

●男女が性別によることなく、その置かれている立場を含むあらゆる状況の下で、自らの責任において多様な選択を行うことが保障されること。

【2】プラン２０２７の性格

プラン２０２７は、平成 28 年４月に施行した姫路市男女共同参画推進条例第 11 条第１項の規定により、本市における男女共同参画社会の実現を目指し、本市が取り組むべき具体的な施策を総合的かつ計画的に推進するための基本方針として策定するものです。

また、男女共同参画社会基本法第 14 条第３項の規定による市町村男女共同参画計画として位置付けるほか、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策（基本目標Ⅰ及びⅡ）については、女性活躍推進法第６条第２項の規定による市町村推進計画として位置付けます。

なお、策定に当たっては、以下の事項に配慮しています。

- 令和３年（2021 年）２月に実施した男女共同参画に関する市民意識調査の結果及び各種アンケート等による市民・職員等の意見を参考にしました。
- 姫路市男女共同参画審議会からの答申「新たな姫路市男女共同参画プランの策定に当たっての基本的事項について」（令和４年（2022 年）３月 10 日付）の内容を踏まえています。
- 姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン２０３０」、「姫路市ＳＤＧｓ未来都市計画」、その他関連する本市の計画との整合性に配慮しています。
- 第５次男女共同参画基本計画、第４次兵庫県男女共同参画計画「ひょうご男女いきいきプラン２０２５」を考慮しています。

【3】プラン２０２７の計画期間

プラン２０２７の計画期間は、令和５年度（2023 年度）から令和９年度（2027年度）までの５年間です。

なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市における諸状況の変化等により、計画期間中に適宜見直しを行う場合があります。

【４】プラン２０２７の施策の体系

このプランでは、次の施策体系に基づき、65 の具体的施策を総合的、一体的に進めます。

［基本目標Ⅰ］女性の活躍の推進

【基本課題】	【基本施策】
重点 1　あらゆる分野への女性の参画拡大	（１）女性のキャリア形成への支援 （２）意思決定過程への女性の参画拡大
2　女性が能力を発揮できる環境づくり	（１）女性の就業に対する支援 （２）女性の起業・経営参画への支援

［基本目標Ⅱ］ワーク・ライフ・バランスの推進



【基本課題】	【基本施策】
重点 1　家庭・地域活動への男性参画を可能にする働き方促進	（１）男性の家庭・地域活動への参画促進 （２）仕事と生活を両立できる労働環境の整備
2　誰もが働きやすい職場環境づくり	（１）多様な働き方を可能にする職場づくり支援 （２）各種ハラスメント対策の推進

［基本目標Ⅲ］多様性を尊重する社会づくり



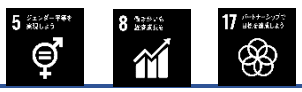
【基本課題】	【基本施策】
1　女性や若者が定着できる地域づくり	（１）家庭生活を支援する体制の充実 （２）女性や若者の移住・定住の促進
2　ライフステージに応じた健康支援	（１）妊娠・出産に関わる自己決定への支援 （２）生涯にわたる男女の健康への支援
重点 3　生活のセーフティネットの充実	（１）ＤＶ・性暴力等の防止対策の推進 （２）社会的に困難を抱えた人々への支援

［基本目標Ⅳ］次世代への継承



【基本課題】	【基本施策】
重点 1　多様な生き方を尊重する意識の世代間共有	（１）固定的な性別役割分担意識の払拭 （２）男女共同参画に関する研究・学習機会の提供
重点 2　男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	（１）様々なジェンダー課題を意識した教育の推進 （２）多様な選択を可能にする教育・学習の充実

推進体制の整備



※ 重点 は重点的に推進すべき課題と位置付けています。
※ＳＤＧｓの目指す 17 の目標のうち、施策に関連する主なものを掲載しています。

姫路市男女共同参画プラン2027(実施計画)
推進状況

実施計画推進状況の概要

基本目標Ⅰ．女性の活躍の推進

令和７年度は１３の施策に取り組んでおり、女性活躍推進企業表彰要綱に基づいて、女性の活躍を積極的に推進する市内事業所を１社表彰しました。本市における各審議会等への女性の参画については、「委員の女性比率」は昨年度より上昇しましたが、「女性委員が０の審議会等の割合」は目標値「0%」を達成することができませんでした。今後も女性委員の登用率については、目標達成に向けた更なる取組が必要な状況です。

基本目標Ⅱ．ワーク・ライフ・バランスの推進

令和７年度は９の施策に取り組み、「男性セミナー」などの講座開催をはじめ、パワーハラスメント等の被害者が気軽に相談できるよう、相談窓口の充実を図りました。

基本目標Ⅲ．多様性を尊重する社会づくり

令和７年度は２０の施策に取り組みました。「あらゆる暴力防止セミナー」や出前講座による啓発に加え、相談案内カードの作成・配布を通じた周知を行いました。

基本目標Ⅳ．次世代への継承

令和７年度は１５の施策に取り組み、男女共同参画に関する講座・講演会の開催、情報誌・パンフレット等による啓発を実施しました。男女共同参画啓発セミナー等の開催、市立中学校１年生へ若年層向け啓発パンフレットの配布を実施しました。また、「多様な選択を可能にする教育・学習の充実」の一環で女子生徒の理工系への進学等を支援する「リコチャレ応援バスツアー」も実施しました。

推進体制の整備

１　市役所における体制の強化
　〇男女共同参画プラン推進本部の充実
　〇姫路市職員男女共同参画率先行動計画による取組の推進
　〇男女ともに職員が働きやすい職場環境づくりの推進
２　姫路市男女共同参画審議会の運営によるプランの進行管理
３　姫路男女共同参画推進センターの充実
４　市民、国・兵庫県等との連携
　〇姫路市男女共同参画推進センター運営会議の運営
　〇姫路市男女共同参画推進センター登録団体等の交流充実
　〇国・兵庫県等との連携

姫路市男女共同参画プラン２０２７推進状況調書

項目	具体的施策数	ページ番号
基本目標　Ⅰ 女性の活躍の推進	13	8 ~15
基本目標　Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの推進	9	16 ~23
基本目標　Ⅲ 多様性を尊重する社会づくり	20	24 ~41
基本目標　Ⅳ 次世代への継承	15	42 ~50
推進体制の整備	8	51 ~55
計	65	

所管課施策数

（令和８年４月現在）

高等教育室　：　1	高齢者支援課　：　2	学校指導課　：　5
ひめじ創生戦略室　：　1	保健所予防課　：　4	健康教育課　：　1
危機管理室　：　1	保健所健康課　：　10	人権教育課　：　7
人事課　：　3	こどもの未来健康支援センター　：　7	教育研修課　：　1
研修厚生センター　：　3	こども総務課　：　1	育成支援課　：　1
契約課　：　1	こども支援課　：　15	生涯学習課　：　1
市民活動推進課　：　3	子育て支援室　：　1	：
男女共同参画推進センター　：　38	幼保連携政策課　：　2	：
人権啓発課　：　2	こども保育課　：　3	：
人権啓発センター　：　2	産業振興課　：　5	：
福祉総務課　：　2	労働政策課　：　12	計　139
地域福祉課　：　2	消防局総務課　：　2	

姫路市男女共同参画プラン2027　推進状況

【令和7年度】

項目	施策数					
		◎ 計画以上	○ 計画どおり	△ 計画には及ばず	× 実施せず	ー 評価外
基本目標Ⅰ 女性の活躍の推進	20		20			
基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの推進	17		17			
基本目標Ⅲ 多様性を尊重する社会づくり	58		57			1
基本目標Ⅳ 次世代への継承	34		34			
推進体制の整備	10		10			
計	139	0	138	0	0	1

【各年度実施状況】

	◎ 計画以上	○ 計画どおり	△ 計画には及ばず	× 実施せず	ー 評価外
令和5年度	0　/139	139　/139	0　/139	0　/139	0　/139
令和6年度	1　/138	135　/138	2　/138	0　/138	0　/138
令和7年度	0　/139	138　/139	0　/139	0　/139	1　/139
令和8年度	/138	/138	/138	/138	/138
令和9年度	/138	/138	/138	/138	/138

「所管評価」について

		所管評価
実施した	計画以上	◎
	概ね計画どおり	○
	計画には及ばず	△
実施せず		×
不測事態等で実施できず 事業の廃止・終了		ー （評価外）

No.	基本目標 No.	基本課題 No.	基本施策 No.	具体的施策 No.	具体的施策の概要	担当課	プラン計画期間内における事業内容	令和7年度当初計画
1	Ⅰ	1 重点	(1)	①	女性自らが職業能力の開発・向上に積極的に取り組めるようにするため、各種講座を開催する。	男女共同参画推進センター	・女性のチャレンジ支援セミナーの開催 ・理工チャレンジ事業の実施 ・県立男女共同参画センターとの共同共催講座の開催 ・ひめじ若者サポートステーションとの共同共催講座の開催 ・ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供 ・女性のためのチャレンジ相談の実施	・女性のチャレンジ支援セミナーの開催 全4回実施予定 ・理工チャレンジ事業の実施 全2回実施予定 ・県立男女共同参画センターとの共催講座の開催 全1回実施予定 ・ひめじ若者サポートステーションとの共催講座の開催 全1回実施予定 ・ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供 ・女性のためのチャレンジ相談の実施 原則毎月第3水曜日に実施
						産業振興課	中小企業デジタル化推進セミナーの開催	事業のデジタル化に向けて、中小企業者を対象としたセミナーを実施する。
						労働政策課	姫路しごと支援センターの運営（就職準備セミナーの実施） ・パソコン講座の開催	姫路しごと支援センターの運営（就職セミナー10回、パソコン講座9回）
2	Ⅰ	1 重点	(1)	②	企業をはじめとする様々な場面で女性が活躍している姿や企業の取組を紹介し、啓発に努める。	産業振興課	・経済情報誌「ファイル」に姫路市女性活躍推進企業表彰を受けた企業の取組を掲載 ・経済情報誌「ファイル」に市内で活躍する女性起業家・経営者を掲載	・経済情報誌「ファイル」において、男女共同参画推進センターが実施する女性活躍推進企業表彰に関する記事を掲載することにより、制度を周知し、応募を働きかける。（経済情報誌は毎号2,200部発行し、市内の多数の事業所に配布）1回掲載予定 ・経済情報誌ファイルで、女性が活躍する市内企業等に関する記事を掲載し、啓発に努める。（経済情報誌は毎号2,200部発行し、市内の多数の事業所に配布）

令和7年度実施状況	男女共同参画を推進する上での課題	令和8年度当初計画	所管評価	総合評価					推進状況への評価・意見等（プラン推進本部、審議会）
				5年度 令和	6年度 令和	7年度 令和	8年度 令和	9年度 令和	
・女性のためのチャレンジ支援セミナーの開催 1『仕事と介護を両立させる！「突然始まる」親の介護に備えておこう』 全2回　延べ23人受講 2「根っこは愛、伸び方は自由ー私らしい一歩の踏み出し方と幸せを育てるビジネスー」 全2回　延べ21人受講（会場19人、オンライン2人） ・理工チャレンジ事業の実施 「ひめじリコチャレ応援バスツアー2025」 全2回　41人受講 ・県立男女共同参画センターとの共催講座の開催 「出張！女性のための働き方セミナー」 全1回　12人受講 ・日本政策金融公庫との共催講座の開催 「女性のための創業相談会」 全1回　3人受講 ・ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供 ・女性のためのチャレンジ相談の実施 月1回　24件	動画配信などで、気軽に知りたい情報が手に入るため、講座申込者が減少傾向にある。会場参加の魅力が高い講座を企画する必要がある。	女性のためのチャレンジ支援セミナーの開催 全4回実施予定 ・理工チャレンジ事業の実施 全2回実施予定 ・県立男女共同参画センターとの共催講座の開催 全1回実施予定 ・ひめじ若者サポートステーションとの共催講座の開催 全1回実施予定 ・ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供 ・女性のためのチャレンジ相談の実施 原則毎月第3水曜日に実施	○	○	○	○			
商工会議所、姫路市商工会に業務委託し、デジタル化推進セミナーを実施した。 【開催実績】 ・姫路商工会議所 12/10　参加人数:34名 12/18　参加人数:37名 1/14　参加人数:82名 1/30　参加人数:50名 ・姫路市商工会 7/23　参加人数:13名 7/30　参加人数:12名	女性の参加率が高くなるよう、セミナー内容や広報方法等を検討する。	事業のデジタル化に向けて、中小企業者を対象としたセミナーを実施する。	○	○	○	○			
就職セミナー10回、パソコン講座9回 参加人数:延212人	特になし。	姫路しごと支援センターの運営（就職セミナー10回、パソコン講座9回）	○	○	○	○			
・経済情報誌「ファイル」7月号において、女性活躍推進企業表彰受賞者を紹介し、その経験と取り組みについて紹介した。合わせて制度内容を掲載した。（経済情報誌は毎号2,200部発行し、市内の多数の事業所に配布） ・経済情報誌「ファイル」11月号において、市内で活躍する女性起業家・経営者を紹介し、その経験と取り組みについて紹介した。 （経済情報誌は毎号2,200部発行し、市内の多数の事業所に配布）	・効果的な意識啓発となるように、記載内容や配布方法を検討する。 ・あらゆる業種の女性起業家を取り上げ、効果的の高い意識啓発となる掲載が必要。	・経済情報誌「ファイル」において、男女共同参画推進センターが実施する女性活躍推進企業表彰に関する記事を掲載することにより、制度を周知し、応募を働きかける。（経済情報誌は毎号2,200部発行し、市内の多数の事業所に配布）1回掲載予定 ・経済情報誌ファイルで、女性が活躍する市内企業等に関する記事を掲載し、啓発に努める。（経済情報誌は毎号2,200部発行し、市内の多数の事業所に配布）	○	○	○	○			

No.	基本目標 No.	基本課題 No.	基本施策 No.	具体的施策 No.	具体的施策の概要	担当課	プラン計画期間内における事業内容	令和7年度当初計画
3	Ⅰ	1 重点	(1)	③	行政機関における女性職員のキャリアアップに関する研修を実施する。	研修厚生センター	・女性職員のキャリアに関する研修の実施 ・外部の研修機関等が実施する女性活躍研修への職員派遣	・特別研修として、女性職員のキャリアに関する研修を実施する(2コース)。 ・兵庫県自治研修所が実施する「女性リーダー育成研修」等に女性職員を派遣する(1コース以上)。
4	Ⅰ	1 重点	(2)	①	女性の登用促進に向けた事務手続の徹底や人材の情報提供等により、女性のいない審議会等の解消に努める。審議会等における女性登用状況の調査を実施し、結果を公表する。	男女共同参画推進センター	・審議会等における女性の登用促進のための事前協議・登用状況調査・公表 ・女性人材リストの登録情報の充実、関係課への情報提供	・「姫路市附属機関等の構成員における女性の登用促進に向けた事務手続等に関する要綱」に基づく事前協議・合議制について周知徹底し、事前協議書の提出課へのヒアリングを行い、女性登用を促す。 ・審議会等委員の候補となる女性人材の情報充実を図るため、大学等へ登録の呼び掛けを行う。
5	Ⅰ	1 重点	(2)	②	能力・適性に応じ、女性職員の職域拡大と管理職への登用を図る。	人事課	・性別による職域を限定しない適材適所の職員配置や職員のキャリアアップを見据えた柔軟かつ適切な人事異動の実施 ・職員の能力に応じた適切な管理的地位への登用	・自己申告等を参考にしつつ適材適所の配置を念頭に職員のキャリアアップを見据えた人材育成につながる人事異動を実施する。 ・人事評価等により能力のある職員の管理職への積極的な登用や適切な採用活動を実施していく。 ・タレントマネジメントシステムを導入し、人材情報を有効に活用することにより、職員一人ひとりのキャリアプランをより実現しやすいものとするとともに、職員の生産性の向上につなげていく。
						消防局総務課	男女採用枠を設けず、能力・意欲のある人材を採用	職員採用試験ポスター等の採用関係資料に女性職員を活用し、能力・意欲のある新規女性職員の受験者数を増やし、採用を促進する。また、女性受験者の確保のため、令和7年度採用試験に女性区分の設置を検討中。令和7年度に引き続き、女性を対象とした就職説明会を実施する。

令和7年度実施状況	男女共同参画を推進する上での課題	令和8年度当初計画	所管評価	総合評価					推進状況への評価・意見等（プラン推進本部、審議会）
				5 令和 年度	6 令和 年度	7 令和 年度	8 令和 年度	9 令和 年度	
・特別研修として、女性職員を対象とした、キャリアのつくり方や、自分自身と仕事や職場の関係を考える「女性職員のキャリアのつくり方研修」を実施（1回34名） また、管理職を対象とした、女性職員の育成につながるマネジメント力を習得する「多様性の時代のキャリアサポート研修」を実施（1回25名） ・兵庫県自治研修所が実施する研修コースへ派遣 「キャリア形成研修～部下を持つ女性職員のために～」（1名1日間） ・播磨自治研修協議会が実施する研修コースへ派遣 「女性職員エンカレッジ研修」（3名1日間） ・日本経営協会が実施する研修コースへ派遣 「第38回地方自治体女性職員交流研究会」（1名1日間）	職員に対して、効果の高い意識啓発となる方策（内容や媒体、周知方法など）が必要	・特別研修として、女性職員のキャリアに関する研修を実施する（2コース）。 ・兵庫県自治研修所が実施する「女性リーダー育成研修」等に女性職員を派遣する（1コース以上）。	○	○	○	○			
・審議会等への女性の登用状況を調査し、結果を公表した。 女性委員が0の審議会の割合 ： 2.1% 女性委員比率 ： 40.2%（ともに令和8年3月31日現在） ・審議会等の所管課に対し、改選4か月前に事前協議制について周知し、目標未達成のものについて所管課にヒアリングを行い、選考方法の再考を促した。 ・庁内LANで閲覧できる女性人材リストの登録情報の整理を行い、審議会等の所管課へ提供した。登録者数:185人（令和8年3月31日現在）	女性委員比率が、数値目標である40%以上を達成した。今後も、比率の向上に努めるとともに、従来の課題にも取り組みを進めていく。 女性委員比率が伸び悩んでいる分野があり、学識経験者等の人材情報の充実が必要であること。 長期に渡り、女性委員比率が達成できない附属機関については、委員構成から見直す必要がある。	・「姫路市附属機関等の構成員における女性の登用促進に向けた事務手続等に関する要綱」に基づく事前協議・合議制について周知徹底し、事前協議書の提出課へのヒアリングを行い、女性登用を促す。 ・審議会等委員の候補となる女性人材の情報充実を図るため、大学等へ登録の呼び掛けを行う。	○	○	○	○			
姫路市職員の管理職（一般行政職、 係長以上） における女性比率 R8.4.1現在　25.9%（前年度比0.4%増）	・管理職になる年代における女性職員の比率がそもそも低いため、長期に渡って実施していく必要がある。 ・職員本人が思い描くキャリアプランとの乖離に留意が必要。	・自己申告等を参考にしつつ適材適所の配置を念頭に職員のキャリアアップを見据えた人材育成につながる人事異動を実施する。 ・人事評価等により能力のある職員の管理職への積極的な登用や適切な採用活動を実施していく。 ・タレントマネジメントシステムを導入し、人材情報を有効に活用することにより、職員一人ひとりのキャリアプランをより実現しやすいものとするとともに、職員の生産性の向上につなげていく。	○	○	○	○			
女性採用促進のため、令和7年度採用試験において、女性区分を設置した。結果、受験者13人、採用者4人（前年度:受験者3人、採用者1人）と、大幅な増加につなげることができた。 前年度に引き続き、女性を対象とした就職説明会を実施した。	なし	令和7年度に引き続き、採用試験における女性区分設置と女性を対象とした就職説明会の継続実施。	○	○	○	○			

No.	基本目標 No.	基本課題 No.	基本施策 No.	具体的施策 No.	具体的施策の概要	担当課	プラン計画期間内における事業内容	令和7年度当初計画
6	Ⅰ	1 重点	(2)	③	各種地域活動において、女性が参画できるよう、地域の女性団体による活動への助成等、支援を行うとともに、地域団体の役員や活動への女性の参画状況を調査する。	男女共同参画推進センター	地域の女性団体によるコミュニティ活動イベント事業に対する補助金の交付	地域の女性団体によるコミュニティ活動・イベント事業に対し補助金を交付する。 上限250千円/件×11団体（見込）。
						市民活動推進課	自治会三役への女性の登用率を把握するため、自治会アンケートを実施し、結果を公表	本アンケート結果を4月上旬に自治会長にフィードバックする。
7	Ⅰ	1 重点	(2)	④	男女共同参画リーダー育成のため、国・兵庫県・市等による研修や講座等への参加の機会を提供する。	男女共同参画推進センター	男女共同参画リーダー養成を目的に国等が主催する研修会に派遣するとともに、成果の発表を行う。	男女共同参画リーダー養成を目的に国等が主催する研修会に派遣するとともに、成果の発表を行う。
8	Ⅰ	1 重点	(2)	⑤	女性の意見が防災施策に反映されるように意見交換を行うとともに、研修の機会を提供する。	危機管理室	・出前講座等を活用し、女性の意見を集約して、施策に反映させる。 ・総合防災訓練や防災研修などへの女性の参加を呼びかける。	総合防災訓練や防災研修について、男女が共に参加したいと思えるような内容、会場となるよう企画し、参加を呼びかけるとともに、参加者にアンケートを行い、次につなげる。
						消防局総務課	・兵庫県や国が主催する女性消防団員活性化大会に女性団員を派遣 ・兵庫県主催の女性消防団員技術研修会等に女性団員を派遣	・女性の活躍を進めるためにも、今後も継続し、消防団活動についてPRを行い、加入促進を図る。 ・積極的に訓練や行事に参加してもらい、女性消防団員の育成を図る。
9	Ⅰ	2	(1)	①	女性を対象とした就労支援メニューを作成し、雇用機会を提供する。	労働政策課	女性就労支援事業の実施	女性就労支援事業の実施
10	Ⅰ	2	(1)	②	インターンシップ（就業体験）や講座等を通じて、女子学生が主体的に職業意識を形成できるよう支援を行う。	男女共同参画推進センター	・ひめじ若者サポートステーションとの共同共催講座の開催 ・理工チャレンジ事業の実施	・ひめじ若者サポートステーションとの共同共催講座の開催 全1回実施予定 ・理工チャレンジ事業の実施 全2回実施予定
10	1	2	(1)	②	インターンシップ（就業体験）や講座等を通じて、女子学生が主体的に職業意識を形成できるよう支援を行う。	労働政策課	・雇用促進対策総合支援事業（インターンシップ等事業）の実施 ・合同就職面接会の開催 ・地元高校生向けフィールドスタディ（企業見学・職業体験）の実施 ・高校の進路指導担当者と企業の懇談会 ・姫路しごと支援センターの運営（就職準備セミナーの実施）	・雇用促進対策総合支援事業（インターンシップ等事業）の実施 ・合同就職面接会等の開催（1回） ・高校の進路指導担当者と企業の懇談会（6月10日実施予定） ・姫路しごと支援センターの運営（就職セミナー10回、パソコン講座9回）

令和7年度実施状況	男女共同参画を推進する上での課題	令和8年度当初計画	所管評価	総合評価					推進状況への評価・意見等（プラン推進本部、審議会）
				5年度 令和	6年度 令和	7年度 令和	8年度 令和	9年度 令和	
女性コミュニティ活動推進事業に対する補助金として、2,677千円を交付した。 11団体 2,547人参加。	より多くの女性団体が活用できるよう、周知を行うなど検討が必要であること。	地域の女性団体によるコミュニティ活動・イベント事業に対し補助金を交付する。 上限250千円/件×11団体（見込）。	○	○	○	○			
本アンケート結果を4月7日に自治会長にフィードバックした。	自治会三役の女性登用率について、令和3年度調査から若干の上昇傾向が続いている。今後も登用率が上がるよう努めたい。	令和9年度に実施する次回アンケートまでに、女性登用率上昇に向けた課題を整理し、対応を検討したい。	○	○	○	○			
・男女共同参画リーダー養成を目的に国等が主催する研修会に派遣し、成果の発表を行った。 1会議1人	リーダー育成のため、登録団体に積極的な参加を促す必要がある	男女共同参画リーダー養成を目的に国等が主催する研修会に派遣し、成果の発表を行う	○	○	○	○			
総合防災訓練や防災研修について、女性を含め幅広い地域住民に参加を呼びかけた。また出前講座では、引き続き講座に関するアンケートを行い、その回答を資料などに反映させた。 地域防災活動の参考にひめじ防災マイスターからの活動報告書の内容も取りまとめた。 防災・減災の検討や推進に女性の視点をより的確に反映させるため、姫路市防災会議に女性部会を設置した。	女性の参加者や意見は増加傾向にあると思われるが、割合としてはまだ不十分であるため、今後も継続的に取り組む必要がある。	総合防災訓練や防災研修について、男女が共に参加したいと思えるような内容、会場となるよう企画し、参加を呼びかける。ひめじ防災マイスターの研修会や活動内容から女性の意見を取り入れ、施策に反映させていく。姫路市防災会議の女性部会により女性の視点をより的確に反映させる。	○	○	○	○			
・市内1大学において学園祭開催時に女性消防団の活動についてPRを実施した。 ・女性消防団員の活性化等を目的として令和9年開催予定である全国女性消防団員活性化兵庫大会の準備委員会に、委員として女性消防団員1名を派遣した。	・女性消防団員は21人在籍しているが、全8団のうち女性団員が所属しているのは4団にとどまっている。 今後、多様化する消防団活動に対応するためにも、全消防団に女性団員が所属することが望ましい。	・女性の活躍を進めるためにも、今後も継続し、消防団活動についてPRを行い、加入促進を図る。 ・積極的に訓練や行事に参加してもらい、女性消防団員の育成を図る。	○	○	○	○			
参加者数:23人、就職者数:10人		福祉分野における女性人材発掘・育成プログラム事業の実施	○	○	○	○			
・理工チャレンジ事業の実施 「ひめじリコチャレ応援バスツアー2025」 全2回 41人受講		・ひめじ若者サポートステーションとの共催講座の開催 全1回実施予定 ・理工チャレンジ事業の実施 全2回実施予定	○	○	○	○			
・雇用促進対策総合支援事業（インターンシップ等事業）の実施 7/12、9/27、10/11、11/9、1/17実施 来場者数:延113人 ・合同就職説明会の開催 3/11実施 参加企業数:延34社、参加者数:延17人 ・高校の進路指導担当者と企業の懇談会 6/10実施 参加企業数:49社（冊子掲載のみ55社）、参加校数:31校 ・大学等の就職担当者と企業の懇談会 12/3実施 参加企業数:38社、参加校数:12校 ・高校生対象企業紹介セミナー 7/11、12/16、12/18実施 参加者数:延685人 ・姫路しごと支援センターの運営 就職セミナー10回、パソコン講座9回 参加者数:延212人		・学生と企業の出会いプロデュース事業の実施 （インターンシップ等のマッチングや合同企業説明会等を実施し、学生と企業の新たな出会いを創出し、企業に選ばれるための職場環境づくりのノウハウの習得に役立つイベントを実施する。） ・合同就職説明会等の開催 ・学生等就職支援事業の実施 （高校の進路指導担当者と企業の懇談会、大学等の就職担当者と企業の懇談会、高校生対象企業紹介セミナー等） ・姫路しごと支援センターの運営 （就職セミナー10回、パソコン講座9回）	○	○	○	○			

No.	基本目標 No.	基本課題 No.	基本施策 No.	具体的施策 No.	具体的施策の概要	担当課	プラン計画期間内における事業内容	令和7年度当初計画
11	Ⅰ	2	(1)	③	再チャレンジする女性の職業能力の開発・向上に向けて、関係機関と連携し、各種講座の開催や情報提供を行う。	男女共同参画推進センター	・女性のチャレンジ支援セミナーの開催 ・県立男女共同参画センターとの共同共催講座の開催 ・女性チャレンジひろばでの情報提供 ・女性のためのチャレンジ相談の実施	・女性のチャレンジ支援セミナーの開催 全4回実施予定 ・県立男女共同参画センターとの共催講座の開催 全1回実施予定 ・日本政策金融公庫との共催講座の開催 全1回実施予定 ・ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供 ・女性のためのチャレンジ相談の実施 原則毎月第3水曜日に実施
						労働政策課	・姫路しごと支援センターの運営（就職準備セミナーの実施） ・就業支援関係及び助成金関係リーフレットの窓口配布 ・県立ものづくり大学校の広報支援 ・女性就労支援事業の実施	・姫路しごと支援センターの運営（就職セミナー10回、パソコン講座9回） ・就業支援関係及び助成金関係リーフレットの窓口配布 ・県立ものづくり大学校の広報支援 ・女性就労支援事業の実施
12	Ⅰ	2	(2)	①	国・兵庫県・市・商工会議所等からの創業関連情報の提供や、起業に係る支援を行う。	産業振興課	・姫路創業ステーションの案内チラシや「姫路創業マニュアル」を資料提供コーナーに設置。HPに創業支援情報を掲載 ・商工会議所に業務委託して、中小企業デジタル化推進セミナーを実施 ・中心市街地商店街空き家店舗対策事業による賃料等補助 ・創業支援事業による内装設備工事費等補助	・姫路創業ステーションの案内チラシや「姫路創業マニュアル」を資料提供コーナーに設置、またHP上にて創業支援情報を発信する。 ・中心市街地商店街空き店舗対策事業（改装費等補助）等及び創業支援事業（内装設備工事費・広告宣伝費補助）の支援を通じて、女性経営者の新規出店状況を把握する。
13	Ⅰ	2	(2)	②	起業しようとする女性自ら積極的に取り組めるようにするため、各種セミナーを充実する。	産業振興課	特定創業支援事業の内、1回を女性限定とし、女性起業に特化した受講メニューを提供	起業しようとする女性自ら積極的に取り組めるようにするため、特定創業支援事業のうち、1回を女性に限定し、女性起業に特化した受講メニューを提供する。

令和7年度実施状況	男女共同参画を推進する上での課題	令和8年度当初計画	所管評価	総合評価					推進状況への評価・意見等（プラン推進本部、審議会）
				5年度 令和	6年度 令和	7年度 令和	8年度 令和	9年度 令和	
・女性のためのチャレンジ支援セミナーの開催 1『仕事と介護を両立させる！「突然始まる」親の介護に備えておこう』 全2回　延べ23人受講 2「根っこは愛、伸び方は自由ー私らしい一歩の踏み出し方と幸せを育てるビジネスー」 全2回　延べ21人受講（会場19人、オンライン2人） ・県立男女共同参画センターとの共催講座の開催 「出張！女性のための働き方セミナー」 全1回　12人受講 ・日本政策金融公庫との共催講座の開催 「女性のための創業相談会」 全1回　3人受講 ・ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供 ・女性のためのチャレンジ相談の実施 月1回　24件		・女性のチャレンジ支援セミナーの開催 全4回実施予定 ・県立男女共同参画センターとの共催講座の開催 全1回実施予定 ・日本政策金融公庫との共催講座の開催 全1回実施予定 ・ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供 ・女性のためのチャレンジ相談の実施 原則毎月第3水曜日に実施	○	○	○	○			
・姫路しごと支援センターの運営 就職セミナー10回、パソコン講座9回 参加者数:延212人 ・就業支援関係及び助成金関係リーフレットの窓口配布 ・県立ものづくり大学校の広報支援 ・女性就労支援事業の実施 参加者数:23人、就職者数:10人		・姫路しごと支援センターの運営 （就職セミナー10回、パソコン講座9回） ・就業支援関係及び助成金関係リーフレットの窓口配布 ・県立ものづくり大学校の広報支援 ・福祉分野における女性人材発掘・育成プログラム事業の実施	○	○	○	○			
・姫路創業ステーションの案内チラシや「姫路創業マニュアル」を資料提供コーナーに設置、またHP上にて創業支援情報を発信した。 ・創業支援事業（内装設備工事費・広告宣伝費補助）を活用した新規出店25店 男性13名（52%） 女性12名（48%） ・中心市街地商店街空き店舗対策事業（改装費補助）等を活用した新規出店4店の代表者の内訳 男性3名（75%） 女性1名（25%）		・姫路創業ステーションの案内チラシや「姫路創業マニュアル」を資料提供コーナーに設置、またHP上にて創業支援情報を発信する。 ・創業支援事業（内装設備工事費・広告宣伝費補助）の支援を通じて、女性経営者の新規出店状況を把握する。	○	○	○	○			
起業を考えている女性を対象に、起業の基本や課題などを提示するセミナーを実施した。 7/2～7/30開催　参加人数:30名		起業しようとする女性自ら積極的に取り組めるようにするため、特定創業支援事業のうち、1回を女性に限定し女性起業に特化した受講メニューを提供する。	○	○	○	○			

No.	基本目標 No.	基本課題 No.	基本施策 No.	具体的施策 No.	具体的施策の概要	担当課	プラン計画期間内における事業内容	令和7年度当初計画
14	II	1 **重点**	(1)	①	男性が参加しやすいテーマや時間帯を考慮し、男性にとっての男女共同参画の意義について理解を促進し、意識改革を図るための啓発を行う。	男女共同参画推進センター	男性向け育児啓発冊子「パパの教科書」の配布	男性向け育児啓発冊子「パパの教科書」を改訂し、配布時期を母子手帳交付時に変更する。4,050冊(見込)。
							男女共同参画啓発セミナーの開催 ・男性セミナーの開催	・男女共同参画啓発セミナーの開催 全12回実施予定 ・男性のためのセミナーの開催 全2回実施予定
						市民活動推進課	各公民館の教養講座の一部として男女共同参画に関する講座等(男性料理教室)を開催	教養講座の中で男女平等としたテーマに限らず、幅広く人権に関する講座を各公民館で年に2回開催する。 また、男性を対象とした料理教室や育児教室、介護教室等を開催する。 男性料理教室　25公民館で開催予定 実施回数　137回 参加者数　約1,100名
						保健所健康課	各種料理教室の開催 ・男性対象料理教室 ・親子・子ども対象料理教室	○男性対象料理教室開催 市内5か所で定例実施 ・市民会館　10回/年 ・西保健ｾﾝﾀｰ　24回/年 ・白浜公民館　6回/年 ・城乾公民館　4回/年 ・御国野公民館　3回/年 計47回 ○親子・子ども対象料理教室開催 33回/年
15	II	1 **重点**	(1)	②	家庭や夫婦、職場での人間関係や、子育て、介護、定年後の生活等の悩みについて、男性が相談しやすい時間帯を考慮し、電話相談を実施する。	男女共同参画推進センター	男性のための電話相談の実施	男性のための電話相談の実施 原則毎月第2火曜日に実施予定

令和7年度実施状況	男女共同参画を推進する上での課題	令和8年度当初計画	所管評価	総合評価					推進状況への評価・意見等（プラン推進本部、審議会）
				5 令和 年度	6 令和 年度	7 令和 年度	8 令和 年度	9 令和 年度	
男性向け育児啓発冊子「パパの教科書」の改訂及び配布（約3,750冊）	男性の育児参画を引き続き推進すること。	男性向け育児啓発冊子「パパの教科書」の配布	○	○	○	○			
・男女共同参画啓発セミナーの開催 ①「更年期をポジティブにサバイブしよう！－実践的な体調管理エクササイズ－」全2回　延べ34人受講 ②「価値観をアップデートし続けるためのメディア・リテラシー」全1回　189人受講 ②「AIに未来を任せる前に－ジェンダーとAIとのつきあい方を考える－」全1回　206人受講 ②「理想のキャリア・ライフの実現のために今、知っておきたいこと－男女で学ぶ女性の健康問題と不妊－」全1回　57人 ③「チーム家事で仕事と育児を両立！－実践的で継続可能な家事シェアの仕組みづくり－」全2回 延べ15人受講（会場11人、オンライン4人） ④「不思議な動きには訳がある！三輪モーターカーを作って謎を解明しよう」全1回　23組45人 ⑤「もしもの時に備える！みんなで考えて暮らしの防災力をアップしよう」全2回　延べ32人受講 ⑥「子育てを楽しくするアタッチメントのチカラ」全2回　延べ25人受講 ・男性セミナーの開催 「ボリューム満点！びっくりBIGハンバーガーを作ろう！！」 全2回　10組24人受講	男性向け講座は、参加者が少ない傾向にある。大学へ出向き、授業の一環として講座を開催することで、若い世代への啓発は、ある程度達成できているが、現役世代の男性へ訴求する講座内容や開催日程（土日祝や夜間）を工夫する必要がある。	・男女共同参画啓発セミナーの開催 全12回実施予定 ・男性のためのセミナーの開催 全2回実施予定	○	○	○	○			
教養講座の中で男女平等としたテーマに限らず、幅広く人権に関する講座を各公民館で年に2回程度開催した。 また、男性を対象とした料理教室や育児教室、介護教室等を開催した。 男性料理教室　16公民館で開催 実施回数　99回 参加者数　1017名	男女別、年代別に開催するのではなく、受講者が参加しやすいよう人権講座として開催している。	教養講座の中で男女平等としたテーマに限らず、幅広く人権に関する講座を各公民館で年に2回開催する。 また、男性を対象とした料理教室や育児教室、介護教室等を開催する。 男性料理教室　22公民館で開催予定 実施回数　117回 参加者数　約1,100名	△	○	○	○			
○男性対象料理教室開催 市内5か所で定例実施 ・市民会館　10回/年　193名 ・西保健ｾﾝﾀｰ　24回/年　489名 ・臼浜公民館　6回/年　58名 ・城乾公民館　4回/年　49名 ・御国野公民館　3回/年　20名 計 47回 ○親子・子ども対象料理教室開催 42回/年	男女の固定的な役割分担等にとらわれない内容、食事づくりの基本から学ぶことにより、家庭内等での食事づくりにつながっており、男女共同参画の啓発になっている。	○男性対象料理教室開催 市内5か所で定例実施 ・市民会館　10回/年 ・西保健ｾﾝﾀｰ　24回/年 ・臼浜公民館　6回/年 ・城乾公民館　5回/年 ・御国野公民館　2回/年 計47回 ○親子・子ども対象料理教室開催 36回/年	○	○	○	○			
男性のための電話相談 毎月1回　相談件数:延べ23件	事業の周知及び男性が相談することについての心理的障壁の除去	男性のための電話相談の実施 原則毎月第2火曜日に実施	○	○	○	○			

No.	基本目標 No.	基本課題 No.	基本施策 No.	具体的施策 No.	具体的施策の概要	担当課	プラン計画期間内における事業内容	令和7年度当初計画
16	Ⅱ	1 **重点**	(2)	①	事業者や労働者に対する情報提供を行い、働き方改革の促進に努める。	労働政策課	・リーフレット「仕事と生活のバランス」（年4回、ひょうご仕事と生活センター）の窓口配布 ・ワークライフバランス関係（国）のパンフレット配布とポスター掲示	・リーフレット「仕事と生活のバランス」（年4回、ひょうご仕事と生活センター）の窓口配布 ・ワークライフバランス関係（国）のパンフレット配布とポスター掲示
17	Ⅱ	1 **重点**	(2)	②	事業者や労働者に育児休業・介護休業制度についての情報提供を行い、制度の普及定着に努める。	労働政策課	・育児休業、介護休業制度の情報提供（案内リーフレット等の窓口配布） ・ホームページによる情報発信	・育児休業、介護休業制度の情報提供（案内リーフレット等の窓口配布） ・ホームページによる情報発信
18	Ⅱ	2	(1)	①	男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる事業所等に対して表彰や入札での優遇措置、ホームページでの紹介等により、働きやすい職場環境づくりについて企業に啓発する。	男女共同参画推進センター	姫路市女性活躍推進企業表彰を実施するとともに、ホームページ等で紹介することによる啓発	女性活躍推進計画に基づき、女性の活躍を積極的に推進する市内事業所を表彰し、ホームページ等で取組内容を紹介する。2社程度（見込）。
						契約課	男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業等であることを総合評価落札方式による制限付一般競争入札の評価基準項目とするなど、企業等の取組促進に努める。	案件により総合評価入札の評価基準の項目として兵庫県男女共同参画社会づくり協定の締結の有無を設定することに努める。
						産業振興課	姫路市女性活躍推進企業表彰を受けた企業を経済情報誌「ファイル」に掲載	経済情報誌ファイルで、女性の育成・登用や職場環境の改善など、女性の活躍に積極的な企業の取組を紹介することにより、意識啓発・情報提供を行う。（経済情報誌は2,200部発行し、市内の多数の事業所に配布）1回掲載予定
						労働政策課	地域密着型就職支援サイト「JOB播磨」に女性の雇用に積極的な企業を掲載	地域密着型就職支援サイト「JOB播磨」に女性の雇用に積極的な企業を掲載 多様な働き方推進支援事業（職場環境整備型）補助金を新設し、 企業による女性等の職域拡大やコミュニケーションの活性化を目的とした職場環境の整備を支援する。

令和7年度実施状況	男女共同参画を推進する上での課題	令和8年度当初計画	所管評価	総合評価					推進状況への評価・意見等（プラン推進本部、審議会）
				5年度 令和	6年度 令和	7年度 令和	8年度 令和	9年度 令和	
・リーフレット「仕事と生活のバランス」（年4回、ひょうご仕事と生活センター）の窓口配布 ・ワークライフバランス関係（国）のパンフレット配布とポスター掲示	効果的かつ継続的な啓発が必要。	・リーフレット「仕事と生活のバランス」（年4回、ひょうご仕事と生活センター）の窓口配布 ・ワークライフバランス関係（国）のパンフレット配布とポスター掲示	○	○	○	○			
・育児休業、介護休業制度の情報提供（案内リーフレット等の窓口配布） ・ホームページによる情報発信	効果的かつ継続的な啓発が必要。	・育児休業、介護休業制度の情報提供（案内リーフレット等の窓口配布） ・ホームページによる情報発信	○	○	○	○			
表彰企業　1社 （姫路市男女共同参画審議会部会にて、令和8年1月決定）		女性活躍推進計画に基づき、女性の活躍を積極的に推進する市内事業所を表彰し、ホームページ等で取組内容を紹介する。また、通年で応募を可能とする。	○	○	○	○			
案件により、総合評価落札方式による制限付一般競争入札の評価基準項目として、兵庫県男女共同参画社会づくり協定の締結の有無を設定し、協定を締結している企業等を評価した。	以前、新たな評価基準の項目として要望があった「姫路市女性活躍推進企業認定制度（仮）」の制定の進捗が不明であり、契約課としてはより効果的な施策で評価したいと考えるができていない。	案件により、総合評価落札方式による制限付一般競争入札の評価基準項目として、兵庫県男女共同参画社会づくり協定の締結の有無を設定することに努める。	○	○	○	○			
・経済情報誌「ファイル」7月号において、女性活躍推進企業表彰受賞者を紹介し、その経験と取り組みについて紹介した。（経済情報誌は毎号2,200部発行し、市内の多数の事業所に配布）		・経済情報誌ファイルで、女性が活躍する市内企業等に関する記事を掲載し、啓発に努める。（経済情報誌は毎号2,200部発行し、市内の多数の事業所に配布）	○	○	○	○			
姫路市女性活躍推進企業を掲載 掲載企業数:2社 多様な働き方推進支援事業（職場環境整備型）補助金 交付企業数:8社		・地域密着型就職支援サイト「JOB播磨」に女性の雇用に積極的な企業を掲載 ・多様な働き方推進支援事業（職場環境整備型）補助金の交付（企業による女性等の職域拡大やコミュニケーションの活性化を目的とした職場環境の整備を支援）	○	○	○	○			

No.	基本目標 No.	基本課題 No.	基本施策 No.	具体的施策 No.	具体的施策の概要	担当課	プラン計画期間内における事業内容	令和7年度当初計画
19	II	2	(1)	②	男女雇用機会均等法、労働基準法など労働に関する各種法令について、各種広報媒体の利用により、事業主や労働者への周知啓発と情報提供に努める。	労働政策課	・均等法関連パンフレット等の窓口配布 ・ホームページによる情報発信 ・相談窓口の活用促進	・均等法関連パンフレット等の窓口配布 ・ホームページによる情報発信 ・相談窓口の活用促進
20	II	2	(1)	③	ワーク・ライフ・バランスに向けた啓発を行う。また、多様な働き方に関する情報提供に努める。	男女共同参画推進センター	・男女共同参画啓発セミナーの開催 ・情報誌「ウエーブレット」や関係機関発行のパンフレット等による啓発 ・男女共同参画週間講演会の開催 ・あいめっせフェスティバル講演会の開催 ・県立男女共同参画センターとの共同共催講座の開催	・男女共同参画啓発セミナーの開催 全12回実施予定 ・情報誌「ウエーブレット」の発行　6,000部×2回 ・男女共同参画週間講演会の開催 6/14実施予定 ・県立男女共同参画センターとの共同共催講座の開催 全1回実施予定
						労働政策課	・リーフレット「仕事と生活のバランス」（年4回、ひょうご仕事と生活センター）の窓口配布 ・ワークライフバランス関係（国）のパンフレット配布とポスター掲示 ・ホームページによる情報発信	・リーフレット「仕事と生活のバランス」（年4回、ひょうご仕事と生活センター）の窓口配布 ・ワークライフバランス関係（国）のパンフレット配布とポスター掲示 ・ホームページによる情報発信
21	II	2	(1)	④	市内企業を対象とした事業所調査の実施を通じた啓発を行う。また、事業主や管理職を対象としたワークショップ等を開催する。	男女共同参画推進センター	・事業所調査の実施・分析・公開による啓発 ・ワークショップの開催	事業所調査の分析等を行い、市民意識調査・職員意識調査と共に次期プラン策定時の基礎データとして活用する。

令和7年度実施状況	男女共同参画を推進する上での課題	令和8年度当初計画	所管評価	総合評価					推進状況への評価・意見等（プラン推進本部、審議会）
				5年度 令和	6年度 令和	7年度 令和	8年度 令和	9年度 令和	
・均等法関連パンフレット等の窓口配布 ・ホームページによる情報発信 ・相談窓口の活用促進		・均等法関連パンフレット等の窓口配布 ・ホームページによる情報発信 ・相談窓口の活用促進	○	○	○	○			
・男女共同参画啓発セミナーの開催 ①「更年期をポジティブにサバイブしよう！－実践的な体調管理エクササイズ－」全2回　延べ34人受講 ②「価値観をアップデートし続けるためのメディア・リテラシー」全1回　189人受講 ②「AIに未来を任せる前に－ジェンダーとAIとのつきあい方を考える－」全1回　206人受講 ③「理想のキャリア・ライフの実現のために今、知っておきたいこと－男女で学ぶ女性の健康問題と不妊－」全1回　57人 ④「チーム家事で仕事と育児を両立！－実践的で継続可能な家事シェアの仕組みづくり－」全2回　延べ15人受講（会場11人、オンライン4人） ⑤「不思議な動きには訳がある！三輪モーターカーを作って謎を解明しよう」全1回　23組45人 ⑥「もしもの時に備える！みんなで考えて暮らしの防災力をアップしよう」全2回　延べ32人受講 ⑦「子育てを楽しくするアタッチメントのチカラ」全2回　延べ25人受講 ・情報誌「ウエーブレット」の発行　6,000部×2回 ・男女共同参画週間講演会の開催 「これからの生き方・働き方～女らしさ／男らしさよりも、人間らしさを大切にしよう～」　講師:小島慶子さん　6/14実施　197人受講 ・県立男女共同参画センターとの共催講座の開催 「出張！女性のための働き方セミナー」全1回　12人受講		・男女共同参画啓発セミナーの開催 全12回実施予定 ・情報誌「ウエーブレット」の発行 6,000部×2回 ・男女共同参画週間講演会の開催 6/14実施予定 ・県立男女共同参画センターとの共同共催講座の開催 全1回実施予定	○	○	○	○			
・リーフレット「仕事と生活のバランス」（年4回、ひょうご仕事と生活センター）の窓口配布 ・ワークライフバランス関係（国）のパンフレット配布とポスター掲示 ・ホームページによる情報発信		・リーフレット「仕事と生活のバランス」（年4回、ひょうご仕事と生活センター）の窓口配布 ・ワークライフバランス関係（国）のパンフレット配布とポスター掲示 ・ホームページによる情報発信	○	○	○	○			
・市民意識調査・職員意識調査を実施 ・企業向け女性活躍推進セミナー「離職しない職場づくりの処方箋～職場の空気を変えるコミュニケーション術～」を開催、全1回　14人		・事業所調査の分析結果は、市民意識調査・職員意識調査と共に次期プラン策定時の基礎データとして活用する。 ・企業向け女性活躍推進セミナーの開催	○	○	○	○			

No.	基本目標 No.	基本課題 No.	基本施策 No.	具体的施策 No.	具体的施策の概要	担当課	プラン計画期間内における事業内容	令和7年度当初計画
22	11	2	(2)	①	男女雇用機会均等法や同法に基づく指針について周知するとともに、講座や相談等の実施により、ハラスメントに関する問題についての啓発を行う。また、セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメント等の被害者が気軽に相談できるよう、相談窓口の周知を行う。	男女共同参画推進センター	・男女共同参画啓発セミナーの開催 ・出前講座（「セクシュアル・ハラスメントってなに？」）の実施 ・関係機関からの啓発資料等の館内配布	・男女共同参画啓発セミナーの開催 全12回実施予定 ・出前講座（「セクシュアル・ハラスメントってなに？」）の実施 ・関係機関からの啓発資料等の館内配布
						労働政策課	・均等法関連パンフレット等の窓口配布 ・ホームページによる情報発信 ・労働相談の実施 ・雇用相談の実施	・均等法関連パンフレット等の窓口配布 ・ホームページによる情報発信 ・労働相談の実施（第1、3木曜日） ・雇用相談の実施

令和7年度実施状況	男女共同参画を推進する上での課題	令和8年度当初計画	所管評価	総合評価					推進状況への評価・意見等（プラン推進本部、審議会）
				5年度 令和	6年度 令和	7年度 令和	8年度 令和	9年度 令和	
・男女共同参画啓発セミナーの開催 ①「更年期をポジティブにサバイブしよう！－実践的な体調管理エクササイズ－」全2回　延べ34人受講 ②「価値観をアップデートし続けるためのメディア・リテラシー」全1回　189人受講 ③「AIに未来を任せる前に－ジェンダーとAIとのつきあい方を考える－」全1回　206人受講 ④「理想のキャリア・ライフの実現のために今、知っておきたいこと－男女で学ぶ女性の健康問題と不妊－」全1回　57人 ⑤「チーム家事で仕事と育児を両立！－実践的で継続可能な家事シェアの仕組みづくり－」全2回　延べ15人受講（会場11人、オンライン4人） ⑥「不思議な動きには訳がある！三輪モーターカーを作って謎を解明しよう」全1回　23組45人 ⑦「もしもの時に備える！みんなで考えて暮らしの防災力をアップしよう」全2回　延べ32人受講 ⑧「子育てを楽しくするアタッチメントのチカラ」全2回　延べ25人受講 ・出前講座「セクシュアル・ハラスメントってなに？」の実施　1回 ・関係機関からの啓発資料等の館内配布		・男女共同参画啓発セミナーの開催 全12回実施予定 ・出前講座「これはアウトですか？～セクハラ・パワハラを定義から学ぶ～」の実施 ・関係機関からの啓発資料等の館内配布	○	○	○	○			
・均等法関連パンフレット等の窓口配布 ・ホームページによる情報発信 ・労働相談の実施（第1、3木曜日） ・雇用相談の実施		・均等法関連パンフレット等の窓口配布 ・ホームページによる情報発信 ・労働相談の実施（第1、3木曜日） ・雇用相談の実施	○	○	○	○			

No.	基本目標 No.	基本課題 No.	基本施策 No.	具体的施策 No.	具体的施策の概要	担当課	プラン計画期間内における事業内容	令和7年度当初計画
23	Ⅲ	1	(1)	①	育児を自分の問題として受け止め、地域社会全体での取組となるような情報を発信していく。	保健所健康課	ホームページでの子育ての新情報発信	子育てについての新しい情報を随時更新。様々な保健所事業の案内に二次元バーコードを添付するとともに、姫路市公式LINEやひめっこ手帳の通知機能を活用し、情報発信に努める。
						こどもの未来健康支援センター	ホームページでの子育ての新情報発信	子育てに関する情報を随時更新。子育て応援アプリ「ひめっこ手帳」、姫路市公式LINEの通知機能を活用し情報発信を行う。また事業案内にはホームページのリンクや二次元コード等を添付し、新しい情報が届くように努める。
						こども支援課	各種講演会、イベント等の実施 ・子育て講演会 ・子育て学習センターのプログラム ・イクメンクラブ（宿泊型児童館実施の乳幼児と男性の保護者を対象としたイベント）	各種講演会、イベント等の実施 ・子育て講演会の実施　12回 ・子育てミニ講座の実施　30回 ・子育て学習センタープログラムの実施（1～3期）各8回 ・イクメンクラブ（宿泊型児童館実施の乳幼児と男性の保護者を対象としたイベント）の実施　【年12回予定】
							児童館・児童センター、すこやかひろば、保育所等において、地域の子育て家庭に対する情報提供、子育て中の親子の交流の促進を図る。	・市内24か所に地域子育て支援拠点事業所を設置し、事業内容の更なる充実を図り、身近な地域で相談できる体制を充実させる。 ・さまざまな広告媒体を活用し、事業の周知を積極的に行う。 ・従事者研修会の実施により、拠点相互の情報共有や情報収集を行い、従事者の質の向上を図る。
							子育て関連情報配信 ・姫路市子育て応援サイト「わくわくチャイルド」 ・LINE@	子育て関連情報配信 ・姫路市子育て応援サイト「わくわくチャイルド」の運営 ・LINEメッセージの配信

令和7年度実施状況	男女共同参画を推進する上での課題	令和8年度当初計画	所管評価	総合評価					推進状況への評価・意見等（プラン推進本部、審議会）
				5 令和 年度	6 令和 年度	7 令和 年度	8 令和 年度	9 令和 年度	
子育てについての新しい情報を随時更新。様々な保健所事業の案内に二次元バーコードを添付するとともに、姫路市公式LINEやひめっこ手帳の通知機能を活用し、情報発信に努めた。		子育てについての新しい情報を随時更新。様々な保健所事業の案内に二次元バーコードを添付するとともに、姫路市公式LINEやひめっこ手帳の通知機能を活用し、情報発信に努める。	○	○	○	○			
当所が実施する様々な事業についてホームページや子育て応援アプリ「ひめっこ手帳」、姫路市公式LINEを活用し情報発信を行った。また事業の案内チラシにはホームページや電子申請フォームの二次元コードを添付し、新情報が手軽に届くように実施した。事業の様子などを「みらいえ通信」として年3回まとめ、ホームページ等で閲覧可能とした。		子育てに関する情報を随時更新。子育て応援アプリ「ひめっこ手帳」、姫路市公式LINEの通知機能を活用した情報発信、事業案内を継続する。	○	○	○	○			
・子育て講演会の実施　12回 ・子育てミニ講座の実施　19回 ・子育て学習センタープログラムの実施（1～3期）各8回 ・イクメンクラブの実施　10回		各種講演会、イベント等の実施 ・子育て講演会の実施　12回 ・子育てミニ講座の実施　14回 ・子育て学習センタープログラムの実施（1～3期）　各8回 ・イクメンクラブ（宿泊型児童館実施の乳幼児と男性の保護者を対象としたイベント）の実施　【年12回予定】	○	○	○	○			
・地域子育て支援拠点事業研修会の実施　3回		・従事者研修会の実施により、拠点相互の情報共有や情報収集を行い、従事者の質の向上を図る。	○	○	○	○			
・姫路市子育て応援サイト「わくわくチャイルド」の運営 ・LINEメッセージの配信　50回		子育て関連情報配信 ・姫路市子育て応援サイト「わくわくチャイルド」の運営 ・LINEメッセージの配信	○	○	○	○			

No.	基本目標 No.	基本課題 No.	基本施策 No.	具体的施策 No.	具体的施策の概要	担当課	プラン計画期間内における事業内容	令和7年度当初計画
24	Ⅲ	1	(1)	②	子育てや介護の情報提供や各種相談・支援等により、地域全体で子育て・介護に関する課題に取り組む。	幼保連携政策課	保育士への研修により、保育の質の向上を図る。	市内保育所・認定こども園・届出保育施設等に勤務する職員に対する研修を実施 ・保育士・保育教諭等初任者研修 ・救急救命研修 ・事故防止研修 ・ハラスメント研修 ・虐待防止研修 ・感染症対策研修 ・保護者対応研修 ・特別支援保育研修
						高齢者支援課	23か所の地域包括支援センターにおける、高齢者または関係者からの保健・医療・福祉に関する相談対応、介護予防、総合相談支援等の包括的ケアマネジメント支援の実施（必要に応じ地域支えあい会議を開催するなど関係機関と連携）。	23か所の地域包括支援センターにおいて、随時、高齢者または関係者からの保健・医療・福祉に関する相談に対応する。また、必要に応じ地域支えあい会議の開催など関係機関と密に連携し、地域の介護課題の解決に努める。
						こども支援課	利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て情報相談センター事業による子育てに関する相談の実施	○利用者支援事業 ・すこやか子育てセンターで子育て相談の実施 ・駅前すくすくひろばで子育て相談の実施 ○地域子育て支援拠点事業 ・各ひろばで子育て相談の実施
							病児・病後児保育事業の実施による、仕事等で一時的に保育ができない保護者が安心して子育てできる環境の整備	○病児・病後児保育事業の実施 ・病児・病後児保育　3施設 ・病後児保育　1施設
							子育て支援事業の実施 ○子育て情報相談センター ・面接、電話等による子育て相談 ・子育て講演会等の開催 ・子育て家庭支援講座の実施 ・子育て関係の情報をLINE@で配信 ・すこやかひろばの開放 ○子育て学習センター ○ファミリーサポートセンター ・会員講習会・交流会の開催 ・産前・産後サポート事業	○子育て支援事業の実施 （子育て情報相談センター） ・面接、電話等による子育て相談の実施 ・子育て講演会の実施　12回 ・子育てミニ講座の実施　30回 ・LINEメッセージの配信 ・すこやかひろばの開放 （子育て学習センター） ・プログラムの実施（1～3期） ○ファミリーサポートセンター ・提供会員養成講習会の開催　11講座×2期 ・事故防止・一次救命講習会4回 ・提供会員養成講習会（産前・産後サポート）の開催1講座×2期 ・提供会員交流会の実施　1回

令和7年度実施状況	男女共同参画を推進する上での課題	令和8年度当初計画	所管評価	総合評価					推進状況への評価・意見等（プラン推進本部、審議会）
				令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
市内保育所・認定こども園・届出保育施設等に勤務する職員に対する研修を実施 ・6/9 保育士・保育教諭等初任者研修（68名） ・6/17,6/24,7/1 救急救命研修（86名） ・7/15 事故防止研修（143名） ・8/8 ハラスメント研修（104名） ・9/12 虐待防止研修（136名） ・10/28 管理者向け感染症対策研修（113名） ・11/20 保護者対応研修（112名） ・12/16 特別支援保育研修（70名）		市内保育所・認定こども園・届出保育施設等に勤務する職員に対する研修を実施 ・保育士・保育教諭等初任者研修 ・救急救命研修 ・事故防止研修 ・メンタルヘルス研修 ・虐待防止研修 ・管理者向け感染症対策研修 ・個人情報取扱研修 ・特別支援保育研修	○	○	○	○			
【相談対応実績】 ・41,274件 【地域支えあい会議】 ・121件		23か所の地域包括支援センターにおいて、随時、高齢者または関係者からの保健・医療・福祉に関する相談に対応する。また、必要に応じ地域支えあい会議の開催など関係機関と密に連携し、地域の介護課題の解決に努める。	○	○	○	○			
○利用者支援事業 ・すこやか子育てセンターでの相談　525件 ・駅前すくすくひろばでの相談　102件 ○地域子育て支援拠点事業 ・すこやかひろばでの相談　475件 ・駅前すくすくひろばでの相談　148件 ・のびのび広場での相談　44件 ・わくわく広場での相談　1,013件		○利用者支援事業 ・すこやか子育てセンターで子育て相談の実施 ・駅前すくすくひろばで子育て相談の実施 ○地域子育て支援拠点事業 ・各ひろばで子育て相談の実施	○	○	○	○			
○病児・病後児保育事業の実施 ・病児・病後児保育　3施設 ・病後児保育　1施設		○病児・病後児保育事業の実施 ・病児・病後児保育　3施設 ・病後児保育　1施設	○	○	○	○			
○子育て支援事業の実施 （すこやか子育てセンター） ・利用者支援事業での相談　520件 ・すこやかひろばでの相談　475件 ・子育て講演会の実施　18回 ・子育てミニ講座の実施　19回 ・LINEメッセージの配信　50回 ・すこやかひろばの開放　178日 （子育て学習センター） ・プログラムの実施 1期2コース30組、2期2コース33組、3期3コース31組 ○ファミリーサポートセンター ・講習会の開催　11講座×2期 事故防止・一次救命講習会　4回 虐待防止講習会　1回 ・提供会員養成講習会（産前・産後サポート）の開催1講座×2期 ・会員交流会の実施　1回		○子育て支援事業の実施 （すこやか子育てセンター） ・面接、電話等による子育て相談の実施 ・子育て講演会の実施　12回 ・子育てミニ講座の実施　24回 ・LINEメッセージの配信 ・すこやかひろばの開放 （子育て学習センター） ・プログラムの実施（1～3期） ○ファミリーサポートセンター ・提供会員養成講習会の開催 12講座×2期 ・提供会員養成講習会（産前・産後サポート）の開催 1講座×2期 ・事故防止・一次救命講習会　2回 ・虐待防止講習会　2回 ・会員交流会の実施　1回	○	○	○	○			

No.	基本目標 No.	基本課題 No.	基本施策 No.	具体的施策 No.	具体的施策の概要	担当課	プラン計画期間内における事業内容	令和7年度当初計画
						こども保育課	地域子育て支援拠点事業による、保育所・こども園での地域の子育て家庭からの相談対応	○市立施設1か所、私立施設6か所の保育所、こども園で地域子育て支援拠点事業を実施し、乳幼児と保護者が交流できる場所を設け、子育てについて相談、情報の提供、助言その他の支援を行う。
							利用児童の処遇向上等を図るための、公立保育所・こども園保育士の研修の実施及び研修・研究の取組支援	○階層別・課題別研修を計画、研修を推進し保育者の研修・研究の取組の支援を行う。
25	III	1	(1)	③	子育て中の保護者の就労形態やライフスタイルの多様化に対応できるよう、保育サービスの充実に努める。	こども総務課	放課後児童クラブ待機児童の解消に向けた、計画的な施設整備、民間事業者の活用	待機が発生している英賀保校区等各放課後児童クラブにおいて施設整備を実施し、市内の民間事業者への運営補助を継続して実施する。
						幼保連携政策課	○保育受け入れ枠の拡大 ・既存施設の定員増・定員変更 ・分園の設置 ・認定こども園等の公募等 ○保育士・保育教諭の確保（保育士・保育所支援センターでの就職斡旋）	・第3期子ども・子育て支援事業計画に基づき、引き続き提供体制の確保を図る ・保育士・保育所支援センターにおける就職斡旋
						こども保育課	通院・介護や上の子の学校行事、リフレッシュなど、保護者の多様な保育ニーズに対応するため、一時預かり保育の事業を実施	市立保育所2か所、私立保育所・こども園28か所で実施し、未就園の子どもをもつ保護者の一時保育のニーズに対応する。
26	III	1	(2)	①	姫路市移住・定住ポータルサイト「いいね姫路」をはじめとする各種広報媒体を通じて、姫路市の魅力を多くの人に伝え、移住・定住を推進する。	ひめじ創生戦略室	市移住・定住ポータルサイト「いいね姫路」に、支援制度やサービスの紹介を掲載し、移住・定住を促進	市移住定住促進サイト掲載している支援制度やサービス等について、強力なプロモーションを行う。
27	III	1	(2)	②	若者サポートステーション等の若年層への就職支援事業を通じ、職業的自立を支援・促進する。	労働政策課	・若者サポートステーション等の運営補助 ・雇用促進対策総合支援事業（インターンシップ等事業）の実施 ・合同就職面接会の開催 ・地元高校生向けフィールドスタディ（企業見学・職業体験）の実施 ・姫路しごと支援センターの運営（就職準備セミナーの実施）	・若者サポートステーション等の運営補助 ・雇用促進対策総合支援事業の実施 ・合同就職面接会等の開催（1回） ・姫路しごと支援センターの運営（就職セミナー10回、パソコン講座9回）

令和7年度実施状況	男女共同参画を推進する上での課題	令和8年度当初計画	所管評価	総合評価					推進状況への評価・意見等（プラン推進本部、審議会）
				5年度 令和	6年度 令和	7年度 令和	8年度 令和	9年度 令和	
○市立施設1か所、私立施設6か所の保育所、こども園で地域子育て支援拠点事業を実施し、乳幼児と保護者が交流できる場所を設け、子育てについて相談、情報の提供、助言その他の支援を行った。		○市立施設1か所、私立施設6か所の保育所、こども園で地域子育て支援拠点事業を実施し、乳幼児と保護者が交流できる場所を設け、子育てについて相談、情報の提供、助言その他の支援を行う。	○	○	○	○			
○階層別・課題別研修を計画、研修を推進し保育者の研修・研究の取組の支援を行った。		○階層別・課題別研修を計画、研修を推進し保育者の研修・研究の取組の支援を行う。	○	○	○	○			
英賀保については施設を整備、白浜についても追加で教室を小学校から借用する等受入場所の確保に努め、令和8年度当初の待機児童数を100名以上減少させることができた。民間事業者についても運営補助を継続して実施した。		更なる待機児童減少のために受入場所の確保に努めるほか、（仮称）荒川南小学校の新設や城西小学校の校舎整備、将来実施される小学校の統廃合や義務教育学校化等、環境の変化に対応したクラブの整備を実施する。民間事業者の運営補助についても継続して実施する。	○	○	○	○			
・既存施設の改築整備補助、定員変更ヒアリングを実施することにより、提供体制の確保を図った。 ・保育士・保育所支援センターにおける就職斡旋:求人登録203人、求職登録52人、相談件数311件、紹介件数107件、就職件数38件		・第3期子ども・子育て支援事業計画に基づき、引き続き提供体制の確保を図る ・保育士・保育所支援センターにおける就職斡旋	○	○	○	○			
市立保育所2か所、私立保育所・こども園28か所で実施した。		市立保育所2か所、私立保育所・こども園28か所で実施し、未就園の子どもをもつ保護者の一時保育のニーズに対応する。	○	○	○	○			
移住定住促進サイトの運用のほか、東京や大阪で開催された移住フェアへの参加や本市のブランドメッセージとロゴの認知度を向上させるプロモーショングッズの作成、Web広告等のデジタル媒体を活用した広告の実施などにより移住支援制度の認知度向上を図った。		前年度同様の取り組みを継続して行うとともに、発信内容については十分に検討し、より本市の魅力を感じられる情報を発信することで、本市への移住定住の流れを促進させる。	○	○	○	○			
・若者サポートステーション等の運営補助 登録者数:101人、就職者数:85人 ・若者ジョブトレーニング事業 登録者数:99人、就職者数:41人 ・雇用促進対策総合支援事業（インターンシップ等事業）の実施 7/12、9/27、10/11、11/9、1/17実施 来場者数:延113人 ・合同就職説明会の開催 3/11実施 参加企業数:延34社、参加者数:延17人 ・姫路しごと支援センターの運営 就職セミナー10回、パソコン講座9回 参加者数:延212人		・若者サポートステーション等の運営補助 ・若者ジョブトレーニング事業の実施 ・学生と企業の出会いプロデュース事業の実施 ・合同就職説明会等の開催（1回） ・姫路しごと支援センターの運営（就職セミナー10回、パソコン講座9回）	○	○	○	○			

No.	基本目標 No.	基本課題 No.	基本施策 No.	具体的施策 No.	具体的施策の概要	担当課	プラン計画期間内における事業内容	令和7年度当初計画
28	Ⅲ	1	(2)	③	専用の求人ポータルサイトの設置やオンラインを活用した合同企業説明会の開催等により、企業とのマッチングを促進する。	労働政策課	・雇用促進対策総合支援事業の実施 ・合同就職面接会の開催	・地域密着型就職支援サイト「JOB播磨」の運営 ・合同就職面接会等の開催（1回）
29	Ⅲ	1	(2)	④	奨学金の返還義務のある方が市内に定住し、播磨圏域連携中枢都市圏内で働く場合に、奨学金の返還を支援する。	高等教育室	市内に定住し、播磨圏域連携中枢都市圏内の企業等で就業する場合に奨学金の返還を支援する「ひめじIJU定住奨学金返還支援制度」の実施	市内に定住し、播磨圏域連携中枢都市圏内の企業等で就業する場合に奨学金の返還を支援する「ひめじ創生奨学金返還支援制度」の実施 募集人数:80名
30	Ⅲ	2	(1)	①	相談や出前授業の実施により、思春期保健活動の充実を図る。	こどもの未来健康支援センター	電話・来所による思春期相談の実施	○思春期保健相談 ・電話・来所による相談 ・オンライン空間での相談体制を構築
							市内中学校・義務教育学校後期課程の生徒を対象に、健康や性行動、性感染症について正しい知識を身につけるための保健師による講話の実施	○思春期出前授業　(802千円) (思春期の子どもたちに命の大切さや性感染症などの正しい知識、相談先について伝える) 中学1年生　39回 中学3年生　39回 その他要望のある学校、学年に対し、随時実施 授業内容を社会背景や最新のエビデンスに基づき、変更
31	Ⅲ	2	(1)	②	生涯を通じた女性の健康を支援するため、女性を対象とする健康相談を実施する。	保健所健康課	各保健センター・分室及びこどもの未来健康支援センターでの月経困難症、更年期障害など、女性特有の身体症状についての相談対応	各保健センター・分室及びこどもの未来健康支援センターでの月経困難症、更年期障害など、女性特有の身体症状についての相談対応
32	Ⅲ	2	(1)	③	母子健康手帳や子育て手帳の交付による情報提供、母子健康手帳交付時の早期面接等、妊娠期から子育て期にわたる総合的な支援を行う。また、不妊症・不育症に関する相談に対応する。	保健所健康課	母子健康手帳・子育て手帳の交付及び外国人のための生活ガイドへの情報提供	○母子健康手帳の交付 (2,578千円) 子育て手帳の交付 「外国人のための生活ガイド」(文化交流課国際室発行)に記載し情報提供する。

令和7年度実施状況	男女共同参画を推進する上での課題	令和8年度当初計画	所管評価	総合評価					推進状況への評価・意見等（プラン推進本部、審議会）
				5 令和 年度	6 令和 年度	7 令和 年度	8 令和 年度	9 令和 年度	
・地域密着型就職支援サイト「JOB播磨」の運営 公開企業数:398事業所 ・合同就職説明会の開催 3/11実施 参加企業数:延34社、参加者数:延17人		・地域密着型就職支援サイト「JOB播磨」の運営 ・合同就職説明会等の開催（1回）	○	○	○	○			
・「ひめじ創生奨学金返還支援制度」（新制度）を実施した。 　応募人数:80名 　交付決定人数:60名 ・「ひめじIJU定住奨学金返還支援制度」（旧制度）を実施した。 　補助金交付人数:4名（令和3年度交付決定分）	より多くの対象者が活用できるよう、制度の認知度を向上するための周知方法等の検討が必要であること。	市内に定住し、播磨圏域連携中枢都市圏内の企業等で就業する場合に奨学金の返還を支援する「ひめじ創生奨学金返還支援制度」の実施 募集人数:80名	○	○	◎	○			
○思春期保健相談 ・電話・来所により、思春期の体や心、性に関する相談の実施	相談者のジェンダーが尊重される体制の構築	○思春期保健相談 ・電話・来所による相談 ・オンライン空間での相談体制を構築	○	○	○	○			
○思春期出前授業　（802千円） （思春期の子どもたちに命の大切さや予期しない妊娠、性感染症などの正しい知識、相談先について伝える） 　中学1年生　39回　4,804人 　中学3年生　39回　4,552人 　　その他　12回　　968人	思春期の性に関する知識を提供する中で、男女の違いや固定観念を意識してしまう可能性があるため、男女共同参画についても正しく啓発していく必要がある	○思春期出前授業　（993千円） （思春期の子どもたちに命の大切さや予期しない妊娠、性感染症などの正しい知識、相談先について伝える） 　中学1年生　39回 　中学3年生　39回 その他要望のある学校、学年に対し、随時実施 授業内容を社会背景や最新のエビデンスに基づき、変更	○	○	○	○			
各保健センター・分室及びこどもの未来健康支援センターでの月経困難症、更年期障害など、女性特有の身体症状について、個別に電話や面接相談対応を行った。		各保健センター・分室及びこどもの未来健康支援センターでの月経困難症、更年期障害など、女性特有の身体症状についての相談対応	○	○	○	○			
○母子健康手帳の交付3,569冊 　うち外国語版母子手帳交付数98冊 子育て手帳の交付 「外国人のための生活ガイド」（文化交流課国際室発行）に記載し情報提供した。		○母子健康手帳の交付 （1,075千円） 子育て手帳の交付 「外国人のための生活ガイド」（文化交流課国際室発行）に記載し情報提供する。	○	○	○	○			

No.	基本目標 No.	基本課題 No.	基本施策 No.	具体的施策 No.	具体的施策の概要	担当課	プラン計画期間内における事業内容	令和7年度当初計画
						保健所健康課	妊婦を対象とした各種支援 ・親子歯科保健事業による妊産婦歯科健診 ・出生前小児保健指導（育児不安を抱える妊婦を対象とした、小児科医による個別保健指導） ・全妊婦面接相談支援事業（妊娠届出時の面接相談による要支援妊婦の早期介入・支援） ・特定妊婦等、社会的ハイリスク状況にある妊婦への支援	○親子歯科保健事業による妊産婦歯科健診 1,000人/年 ○出生前小児保健指導（405千円） ○全妊婦面接相談支援事業（11,258千円） ○各保健センター・分室及びこどもの未来健康支援センターで特定妊婦等、社会的ハイリスク状況にある妊婦への支援を実施
							乳児家庭全戸訪問事業による保健指導	○乳幼児家庭全戸訪問事業の実施（15,900千円） 3,700件/年
						こどもの未来健康支援センター	こどもの未来健康支援センターにおける不妊症、不育症等に関する相談受付	○こどもの未来健康支援センターで不妊症、不育症等についての相談対応
							産後ケアの実施 生後4か月未満の乳児と母親を対象に、医療機関や助産所の専門職が「宿泊」「通所」「訪問」サービスにより心身のケアや育児に関する相談指導を実施	○産後ケアの実施 （31,180千円） 出産後1年以内（1歳の誕生日を含む）の母親と乳児を対象に、医療機関や助産所の専門職が「宿泊」「通所」「訪問」サービスにより心身のケアや育児に関する相談指導を実施。
33	III	2	(2)	①	性別や年齢、また、就業や子育ての状況にかかわらず、誰もが生涯を通じた健康づくりができる機会を提供する。	保健所予防課	他のがん検診と同時受診できるレディース検診など、早期発見のための受診体制の継続	がん検診の受診率（精密検査含）向上に向けた取り組みとして、30歳以降を対象にHPV検査単独法の導入、昨年に引き続き大腸がん検診の無料化、検診会場を増やし受診の利便性の向上、手軽な検診方法の実施を進める。
							市内施設のライトアップやキャッスルウォーク等のイベントの実施による、乳がん検診の重要性の啓発	市内施設のライトアップや姫路駅前街頭キャンペーン等のイベントを行いブレストアウェアネスに関する啓発を進める。
							保健所における、AIDS・性感染症等に関する相談の受付、検査実施	平日のAIDS・梅毒検査の月1回実施予定、また休日検査を全国HIV検査普及週間に合せて6月に、世界エイズデーに合わせて12月に実施予定。
							エイズポスターコンクールの実施、市内関係機関（高等学校、大学、専門学校、保健センター、企業、ラブホテル等）へのAIDS・性感染症等に関する啓発ポスター配布	市内関係機関へのAIDS・性感染症等に関する啓発ポスター配布、AIDS・性感染症の街頭啓発行動を予定。大学・専門学校の文化祭等のイベントに合わせて啓発活動を実施する予定。
						保健所健康課	各種健康相談の実施 ・専門医によるこころの健康相談 ・精神保健福祉相談事業による相談 ・生活習慣病相談	○精神保健福祉相談事業で相談に対応 ○専門医によるこころの健康相談（849千円） 36回 ○生活習慣病相談（随時相談を含む）の実施 （464千円）48回

令和7年度実施状況	男女共同参画を推進する上での課題	令和8年度当初計画	所管評価	総合評価					推進状況への評価・意見等（プラン推進本部、審議会）
				令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
○親子歯科保健事業による妊産婦歯科健診 903人/年 ○出生前小児保健指導 産科医の紹介状交付31件、小児科相談32件 ○全妊婦面接相談支援事業 3,587人／年 ○各保健センター・分室及びこどもの未来健康支援センターで特定妊婦等、社会的ハイリスク状況にある妊婦への支援を実施		○親子歯科保健事業による妊産婦歯科健診 1,000人/年 ○出生前小児保健指導（350千円） ○全妊婦面接相談支援事業（11,906千円） ○各保健センター・分室及びこどもの未来健康支援センターで特定妊婦等、社会的ハイリスク状況にある妊婦への支援を実施	○	○	○	○			
○乳幼児家庭全戸訪問事業の実施 3,350件/年		○乳幼児家庭全戸訪問事業の実施（16,665千円） 3,600件/年	○	○	○	○			
○こどもの未来健康支援センターで不妊症、不育症等について13件の相談対応を行った。		○こどもの未来健康支援センターで不妊症、不育症等についての相談対応の継続	○	○	○	○			
○産後ケアの実施 出産後1年以内（1歳の誕生日を含む）の母親と乳児を対象に、医療機関や助産所の専門職が「宿泊」「通所」「訪問」サービスにより心身のケアや育児に関する相談指導を実施。 宿泊サービス　566日 通所サービス 2,754時間 訪問サービス 3,254時間		○産後ケアの実施 （36,480千円） 出産後1年以内（1歳の誕生日を含む）の母親と乳児を対象に、医療機関や助産所の専門職が「宿泊」「通所」「訪問」サービスにより心身のケアや育児に関する相談指導を実施。	○	○	○	○			
子宮頸がん検診にHPV単独法を取り入れ、方法が変更したことについて啓発を行い、特に、令和9年度から対象外となる61歳以上の人への啓発を広く行い受診率の向上を図った。 昨年に引き続き大腸がん検診の無料化、受診者の利便性に優れた郵送型大腸がん検診について広く啓発を行い、受診者数の増加を図った。		令和7年度に引き続き、子宮頸がん検診方法が変更したことを啓発し、特に令和9年度から対象外となる61歳以上の人への受診勧奨を行う。 県内受診率ワースト1位の大腸がん検診の啓発を続け、特に受診者の利便性に優れた郵送型大腸がん検診を通年実施に変更し、受診率の増加を図る。	○	○	○	○			
市内施設のライトアップや姫路駅前街頭キャンペーン等のイベントを行ったほか、プレストアウェアネスに関する啓発を行った。		市内施設のライトアップや姫路駅前街頭キャンペーン等のイベントを行いプレストアウェアネスに関する啓発を進める。	○	○	○	○			
平日検査を毎月、休日検査を年2回実施した。令和7年度で受検者は合計157名。直前キャンセルが増加し、その枠に入れるようキャンセル待ち制度を導入し、受検者の増加に努めたが前年度より減少した。相談は電話相談が53件で横ばい。	誰でも検査しやすい、相談をしやすい体制の構築とその周知	平日のAIDS・梅毒検査の月1回実施予定、また休日検査を全国HIV検査普及週間に合せて6月に、世界エイズデーに合わせて12月に実施予定。	○	○	○	○			
市内の各所（公的機関14、企業・事業所90、ホテル39、高等学校27、大学6、専門学校17）に対し、梅毒・AIDS等の性感染症に関するポスター、情報提供等を通じて啓発をおこなった。また世界エイズデーには姫路駅前で街頭キャンペーンを実施し、主に学生・若者を対象に啓発グッズ配布によりAIDS・性感染症の知識の啓発を行った。	真のニーズがあるところへの周知啓発の取組	市内関係機関へのAIDS・性感染症等に関する啓発ポスター配布、AIDS・性感染症の街頭啓発行動を予定。大学・専門学校の文化祭等のイベントに合わせて啓発活動を実施する予定。	○	○	○	○			
○精神保健福祉相談事業で相談に対応 ○専門医によるこころの健康相談（707千円） 36回 ○生活習慣病相談（随時相談を含む）の実施（445千円） 48回		○精神保健福祉相談事業で相談に対応 ○専門医によるこころの健康相談（849千円） 36回 ○生活習慣病相談（随時相談を含む）の実施　（488千円）46回	○	○	○	○			

No.	基本目標 No.	基本課題 No.	基本施策 No.	具体的施策 No.	具体的施策の概要	担当課	プラン計画期間内における事業内容	令和7年度当初計画
34	Ⅲ	2	(2)	②	男女が心身のバランスのとれた健康づくりを行えるよう健康相談の充実を図る。	保健所健康課	各種健康相談の実施 ・専門医によるこころの健康相談 ・精神保健福祉相談事業による相談 ・生活習慣病相談	○精神保健福祉相談事業で相談に対応 ○専門医によるこころの健康相談（849千円） 36回 ○生活習慣病相談（随時相談を含む）の実施（464千円） 48回
							乳幼児への各種健康相談の実施 ・1歳6か月児・3歳児健診時の相談事業 ・7か月児健康相談 ・乳児家庭全戸訪問事業による保健指導 ・親子歯科保健事業による乳幼児歯科相談	○乳幼児健康相談・乳幼児健康診査時の相談事業 ・健康診査時の相談事業　165回/年 ○7か月児の健康相談96回/年 ○妊産婦乳幼児保健指導 ・乳児家庭全戸訪問事業 ○親子歯科保健事業（乳幼児歯科相談）
						こどもの未来健康支援センター	・乳幼児精密相談（発達相談・育児教室）	○乳幼児精密相談 ・発達相談　（はぐくみ相談室） ・育児教室　36回/年
35	Ⅲ	3 **重点**	(1)	①	あらゆる暴力に対して正しい知識の普及と防止を図るための講座・講演会を開催するとともに、若い世代への意識啓発のため、啓発資料の配布による周知を行う。	男女共同参画推進センター	・あらゆる暴力防止セミナーの開催 ・フェミニストカウンセリング神戸との共同共催講座の開催 ・出前講座（「ストップ！DV」）の実施 ・相談案内カードの作成及び関係機関への配布 ・関係機関からの啓発資料等の館内配布	・あらゆる暴力防止セミナーの開催 全4回実施予定 ・フェミニストカウンセリング神戸との共催講座の開催 全1回実施予定 ・出前講座（「ストップ！デートDV」）の実施 ・相談案内カードの作成及び関係機関への配布 ・関係機関からの啓発資料等の館内配布
						福祉総務課	DV（配偶者等からの暴力）に関する啓発 「女性に対する暴力をなくす運動」期間におけるパープルリボンの職員着用、デジタルサイネージ・啓発ポスターの掲示、DV相談カードの商業施設等への配置	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間におけるパープルリボンの職員着用、デジタルサイネージでの啓発ポスターの掲示を実施する。 ・市民へのDVに対する意識啓発のためDV相談カードの商業施設等へ配置する。 ・DVの基礎知識について新採用職員への研修を実施する。

令和7年度実施状況	男女共同参画を推進する上での課題	令和8年度当初計画	所管評価	総合評価					推進状況への評価・意見等（プラン推進本部、審議会）
				5年度 令和	6年度 令和	7年度 令和	8年度 令和	9年度 令和	
○精神保健福祉相談事業で相談に対応 ○専門医によるこころの健康相談（707千円） 36回 ○精神保健福祉相談　6,034件 ○生活習慣病相談（随時相談を含む）の実施（445千円） 48回		○精神保健福祉相談事業で相談に対応 ○専門医によるこころの健康相談（849千円） 36回 ○生活習慣病相談（随時相談を含む）の実施　（488千円）46回	○	○	○	○			
○乳幼児健康相談・乳幼児健康診査時の相談事業 ・健康診査時の相談事業　167回/年 ○7か月児の健康相談　92回/年 ○妊産婦乳幼児保健指導 ・乳児家庭全戸訪問事業 ○親子歯科保健事業（乳幼児歯科相談）		○乳幼児健康相談・乳幼児健康診査時の相談事業 ・健康診査時の相談事業 165回/年 ○7か月児の健康相談96回/年 ○妊産婦乳幼児保健指導 ・乳児家庭全戸訪問事業 ○親子歯科保健事業（乳幼児歯科相談）	○	○	○	○			
○乳幼児精密相談 ・発達相談　1,263件/年（はぐくみ相談室） ・育児教室　36回/年		○乳幼児精密相談 ・発達相談（はぐくみ相談室） ・育児教室　36回/年	○	－	－	○			
・あらゆる暴力防止セミナーの開催 ①「心のモヤモヤ供養のコツ」　全1回　47人受講 ②「デジタル性暴力のリスクに備える！－身を守るために今、知っておきたいこと－」　全2回　延べ18人受講 ・相談案内カードの作成及び関係機関への配布 ・関係機関からの啓発資料等の館内配布	暴力というセンシティブな問題を扱うため、講師の選定・開催方法等には適宜注意をもって取り組む必要がある	・あらゆる暴力防止セミナーの開催 全4回実施予定 ・出前講座「これってデートDV？～お互いを尊重した関係を築くために～」の実施 ・相談案内カードの作成及び関係機関への配布 ・関係機関からの啓発資料等の館内配布	○	○	○	○			
・「女性に対する暴力をなくす運動」期間にパープルリボンを関係部署の職員が着用するとともに、デジタルサイネージでの啓発ポスターの掲示を実施した。 ・市民へのDVに対する意識啓発のためDV相談カードの商業施設等へ配置した。（88か所） ・DVの基礎知識について新採用職員研修（4月18日）と保健福祉行政新任職員研修（4月28日）を実施した。	市民へのDV防止に対する意識啓発の新たな方策の検討が必要なこと。	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間におけるパープルリボンの職員着用、デジタルサイネージでの啓発ポスターの掲示を実施する。 ・市民へのDVに対する意識啓発のためDV相談カードの商業施設等へ配置する。 ・DVの基礎知識について新採用職員への研修を実施する。	○	○	○	○			

No.	基本目標 No.	基本課題 No.	基本施策 No.	具体的施策 No.	具体的施策の概要	担当課	プラン計画期間内における事業内容	令和7年度当初計画
36	III	3 **重点**	(1)	②	姫路市配偶者暴力相談支援センター（姫路市DVセンター）において、婦人相談員が被害者の相談に応じ、被害者一人ひとりのニーズに合わせた適切な支援や情報提供等を行い、被害者の安全確保や自立支援等のきめ細かな切れ目ない支援を行う。 また、各相談窓口への相談について、必要に応じて姫路市DVセンター等と連携を行う。	男女共同参画推進センター	女性のための相談室での面接相談、電話相談を実施し、必要に応じて配偶者暴力相談支援センター（DV相談支援センター）と連携し、対応	女性のための相談室での面接相談、電話相談を実施し、必要に応じて配偶者暴力相談支援センター（DV相談支援センター）と連携し、対応
						福祉総務課	・婦人相談員が被害者からの相談を受け付け、緊急性、危険性が高い場合は、警察への相談を促すとともに、一時保護が必要な場合には、一時保護を行う県の女性家庭センターと連携し、被害者の安全確保を図る。 ・被害者が重大な危害を受けるおそれのある場合は、保護命令制度について情報提供を行うとともに、必要に応じて、保護命令の申立てに関する書類作成の助言や裁判所への同行支援を行う。	・警察や一時保護を行う県の女性家庭センターと連携した被害者の安全確保を図る。 ・被害者に対する保護命令制度の情報提供をする。 ・保護命令の申立てに関する書類作成の助言や裁判所への同行支援を行う。
						保健所健康課	警察・配偶者暴力相談支援センター（DV相談支援センター）等と連携し対応する。またこどもの未来健康支援センターでも相談に対応する。	必要に応じて、警察・DVセンター等と連携し、随時相談を実施。
						こどもの未来健康支援センター	警察・配偶者暴力相談支援センター（DV相談支援センター）等と連携し対応する。またこどもの未来健康支援センターでも相談に対応する。	必要に応じて、警察・DVセンター等と連携し随時相談を実施。
							母子生活支援施設への入所委託の実施	母子生活支援施設への委託事業実施
							母子・父子自立支援員によるひとり親家庭等相談	○母子・父子自立支援員による支援 ○母子・父子自立支援員の研修実施
37	III	3 **重点**	(1)	③	啓発等、虐待防止のための取組を推進するとともに、支援の必要な高齢者や子ども、家庭を早期に発見して適切な支援が迅速に行われるよう、関係機関との連携体制を充実させる。	高齢者支援課	地域包括支援センター等において、高齢者本人等や関係者からの虐待に関する相談を受け付け、関係機関と地域支えあい会議を随時開催するなど、高齢者虐待の解決に向けた対応を行う。	地域包括支援センター等において、高齢者本人等や関係者からの虐待に関する相談を受け付け、随時、関係機関と地域支えあい会議を開催するなど、高齢者虐待の解決に向けた対応を行う。また、高齢者虐待等権利擁護に関する研修会や講座を実施する。高齢者虐待防止にかかる関係機関とのネットワークづくりを目的に会議を開催する。
37	III	3 重点	(1)	③	啓発等、虐待防止のための取組を推進するとともに、支援の必要な高齢者や子ども、家庭を早期に発見して適切な支援が迅速に行われるよう、関係機関との連携体制を充実させる。	子育て支援室	要保護児童対策地域協議会の運営を通じて、関係機関相互の円滑な連携と協力により要保護児童等への対応強化を図る。	こども家庭センター及び要保護児童対策地域協議会の運営 ・代表者会議　1回/年 ・実務者会議　12回/年 ・個別ケース検討会議　随時

令和7年度実施状況	男女共同参画を推進する上での課題	令和8年度当初計画	所管評価	総合評価					推進状況への評価・意見等（プラン推進本部、審議会）
				5年度 令和	6年度 令和	7年度 令和	8年度 令和	9年度 令和	
相談内容に応じて、適宜連携を図った	相談窓口が支援が必要な人に周知されるよう、効果的な周知を行う必要がある	女性のための相談室での面接相談、電話相談を実施し、必要に応じて配偶者暴力相談支援センター（DV相談支援センター）と連携し、対応	○	○	○	○			
・警察や一時保護を行う県女性家庭センターと連携した被害者の安全確保を図った。 ・被害者に対する保護命令制度等の情報提供した。 ・保護命令の申立てに関する書類作成の助言を行った。	・女性相談支援員が保護命令制度について熟知し、被害者への適切な情報提供が必要なこと。	・警察や一時保護を行う県女性家庭センターと連携した被害者の安全確保を図る。 ・被害者に対する保護命令制度の情報提供をする。 ・保護命令の申立てに関する書類作成の助言や裁判所への同行支援を行う。	○	○	○	○			
必要に応じて、警察・DVセンター等と連携し、随時相談を実施した。	相談ケースにより問題が複雑であり、対応困難な事例が多い。また対応件数がすくないため、職員全体として男女共同参画を意識したスキルの向上が課題である。	必要に応じて、警察・DVセンター等と連携し、随時相談を実施。	○	○	○	○			
当年度において、警察・DVセンター等と連携し対応するケースはなし。	相談内容に応じて関係機関と連携し、各々で対応しており、市全体として課題等の取りまとめがなく曖昧である。	必要に応じて、警察・DVセンター等と連携し随時相談を実施。	○	○	○	○			
母子生活支援施設への委託 令和8年3月末現在の入所人数7世帯19人	特になし。	母子生活支援施設への委託事業実施	○	○	○	○			
母子・父子自立支援員による相談194件	特になし。	○母子・父子自立支援員による支援 ○母子・父子自立支援員の研修実施	○	○	○	○			
【地域包括支援センターで受理した虐待疑いに関する相談】 延べ受理件数　1,180件 【地域支え合い会議】　121件 権利擁護フォーラム　1回開催 高齢者虐待防止ネットワーク会議　1回開催	特になし。	地域包括支援センター等において、高齢者本人等や関係者からの虐待に関する相談を受け付け、随時、関係機関と地域支えあい会議を開催するなど、高齢者虐待の解決に向けた対応を行う。また、高齢者虐待等権利擁護に関する研修会や講座を実施する。高齢者虐待防止にかかる関係機関とのネットワークづくりを目的に会議を開催する。	○	○	○	○			
・代表者会議　1回/年 ・実務者会議　12回/年 ・個別ケース検討会議　81回/年	支援の必要な子どもや家庭を早期に把握するためにも、様々な関係機関（男女の固定的な役割分担にとらわれず）と連携し、対応していくことが求められる	こども家庭センター及び要保護児童対策地域協議会の運営 ・代表者会議　1回/年 ・実務者会議　12回/年 ・個別ケース検討会議　随時	○	○	○	○			

No.	基本目標 No.	基本課題 No.	基本施策 No.	具体的施策 No.	具体的施策の概要	担当課	プラン計画期間内における事業内容	令和7年度当初計画
38	Ⅲ	3 **重点**	(2)	①	児童を養育するひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、ひとり親家庭等でその児童を養育する人のうち、就労していない母親や父親に、自立・就業支援のための自立支援プログラムを策定し、公共職業安定所との連携のもと、就職に結び付けて自立を促進する。また、身上相談に応じて、養育費や面会交流等についての相談支援体制の充実を図る。	こども支援課	母子生活支援施設への入所委託の実施	母子生活支援施設への委託事業実施
							母子・父子自立支援員によるひとり親家庭等相談	○母子・父子自立支援員による支援 ○母子・父子自立支援員の研修実施 ○ひとり親家庭等応援ハンドブック等による制度周知
							養育費等に関する弁護士相談および養育費確保事業	○弁護士による養育費等に関する専門相談を月1回実施 ○案内チラシ等による各種支援の周知
							ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業実施
							ひとり親家庭等技能習得事業による就業支援講習会の開催	○ひとり親家庭等福祉推進事業及びひとり親家庭技能修得事業の団体への委託
							就労相談員による就労相談および資格取得支援	○就労相談員（兼就業支援専門員）による就労相談 ○母子・父子自立支援プログラム策定 ○ひとり親家庭自立支援給付事業の実施
							ひとり親家庭学習支援事業による小学6年生を対象とした学習教室の開催	ひとり親家庭学習支援事業による学習教室の団体への委託
39	Ⅲ	3 **重点**	(2)	②	女性に関する様々な問題の相談窓口を充実させるとともに、男性が相談しやすい時間帯を考慮し、電話相談を実施する。	男女共同参画推進センター	・女性のための相談室での面接相談、電話相談の実施 ・女性のための法律相談の実施 ・男性のための電話相談の実施	・女性のための相談室での面接相談、電話相談の実施 相談員2名 ○電話相談　火水金　10:00～17:00 ○面接相談　火水木金土　10:00～17:00 ・女性のための法律相談の実施 原則毎月第2火曜日　13:30～15:30 ・男性のための電話相談の実施 原則毎月第2火曜日　17:00～19:00

令和7年度実施状況	男女共同参画を推進する上での課題	令和8年度当初計画	所管評価	総合評価					推進状況への評価・意見等（プラン推進本部、審議会）
				5年度 令和	6年度 令和	7年度 令和	8年度 令和	9年度 令和	
母子生活支援施設への委託 令和8年3月末現在の入所人数7世帯19人	特になし。	母子生活支援施設への委託事業実施	○	○	○	○			
母子・父子自立支援員を配置（会計年度任用職員4人/相談日:月曜日～金曜日） 母子・父子自立支援員による相談（施設入所時、入所中　7件） ひとり親家庭応援ハンドブックの更新作成と配布	特になし。	○母子・父子自立支援員による支援 ○母子・父子自立支援員の研修実施 ○ひとり親家庭等応援ハンドブック等による制度周知	○	○	○	○			
弁護士による養育費等に関する専門相談を月1回実施　20件	特になし。	○弁護士による養育費等に関する専門相談を月1回実施 ○案内チラシ等による各種支援の周知	○	○	○	○			
・ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施 実施内容（姫路市婦人共励会に委託） 掃除・食事の世話、買い物、乳幼児の世話、医療機関との連絡等 令和7年度登録者2名 派遣実績2名4件	特になし。	ひとり親家庭等日常生活支援事業実施	○	○	○	○			
・ひとり親等家庭同士の交流を促進し、自立を助長する事業（若年母子の集い、野外活動事業等）を実施（姫路市婦人共励会に委託） ・就業支援講習会を開催（調剤薬局事務講座、介護職員初任者研修、基礎からのワード・エクセル講座、就職支援セミナー）	特になし。	○ひとり親家庭等福祉推進事業及びひとり親家庭技能修得事業の団体への委託	○	○	○	○			
・就労相談員2名による相談体制の充実 ・母子・父子自立支援プログラム策定数　143件 ・ひとり親家庭自立支援給付事業の実施 　自立支援教育訓練給付　9件 　高等職業訓練促進給付　32件 ・高卒卒業程度認定試験合格支援給付　0件	特になし。	○就労相談員（兼就業支援専門員）による就労相談 ○母子・父子自立支援プログラム策定 ○ひとり親家庭自立支援給付事業の実施	○	○	○	○			
学習教室の団体委託による実施 土曜日コース　7名 日曜日コース　7名	特になし。	ひとり親家庭学習支援事業による学習教室の団体への委託	○	○	○	○			
・女性のための相談件数:延べ583件 （面接90件、電話477件、法律16件） ・男性のための電話相談 毎月1回　相談件数:延べ23件	相談窓口が支援が必要な人に周知されるよう、効果的な周知を行う必要がある	・女性のための相談室での面接相談、電話相談の実施 相談員2名 ○電話相談　火水金　10:00～17:00 ○面接相談　火水木金土　10:00～17:00 ・女性のための法律相談の実施 原則毎月第2火曜日　13:30～15:30 ・男性のための電話相談の実施 原則毎月第2火曜日　17:00～19:00	○	○	○	○			

No.	基本目標 No.	基本課題 No.	基本施策 No.	具体的施策 No.	具体的施策の概要	担当課	プラン計画期間内における事業内容	令和7年度当初計画
40	Ⅲ	3 **重点**	(2)	③	福祉や保健についての相談内容が複雑な場合や相談先が分からない場合等に、その内容を整理し、必要な制度の紹介や情報提供、各種福祉サービスの調整、関係機関との連携を行う。	地域福祉課	総合福祉会館「福祉つながる窓口」の運営による関係機関と連携した相談者への包括的相談支援の実施	「制度の狭間」やどこに相談したらいいか分からない様々な立場の相談者を支援していくために、関係機関と連携し包括的相談支援体制を整備していく。
41	Ⅲ	3 **重点**	(2)	④	性別違和やいじめ等により悩みを抱える児童・生徒からの相談を受け付けるとともに、いかなる理由でもいじめや差別を許さない人権教育を推進する。	学校指導課	・ライフスキル教育授業の実施（全102校で各学期1回ずつ）	・各学校のいじめ防止基本方針における年間指導計画に、いじめの未然防止の取組として、各学期に1回、ライフスキル教育を位置づける。 ・各学校に配布している冊子「ライフスキル教育プログラム」を活用し、学期に1回のライフスキルに関する授業を実施する。
						人権教育課	・いじめ防止人権学習（ワークショップや講演会）の実施 ・全小中学生へ手紙付リーフレットを配付し、性別違和やいじめ等の悩み相談を郵便にて受付（相談手紙付いじめ防止リーフレットの配付事業） ・現行のいじめ防止リーフレットの「いじめ発見チェックリスト」に性別違和に関する発言【「男なのに、女の子みたい」「女なのに、男の子みたい」などと言われる。】を加える。	○いじめ防止人権学習の実施 対象:市立中学校（義務教育学校後期過程を含む）の原則1年生 ワークショップまたは講演会を予定（各学校で選択） ※いじめ防止リーフレットの配付事業については、同様の事業が他の関係団体で行われていたり、電子媒体などによる相談窓口があったりしている。このため令和7年度より実施せず。
						育成支援課	教育相談の実施（6～18歳までの生徒等・保護者・教師からの相談対応）	男女に関係なく、相談に応じる体制を実施していく。
42	Ⅲ	3 **重点**	(2)	⑤	経済的な事情等で生理用品の入手が困難な女性へ支援を行う。	地域福祉課	生理用品の購入等が困難な女性に対して、防災備蓄品のうち、入替時期が近づいた生理用品の無償配布を実施	防災備蓄品の入替時期が到来したことから、配布に適した用品がないため、令和7年3月末で無償配布を終了する。 なお、内閣府男女共同参画局からは、地域女性活躍推進交付金により、地方公共団体が、女性への寄り添った相談支援の一環として行う生理用品の提供を支援していることから、当該交付金の活用を庁内において検討したい。

令和7年度実施状況	男女共同参画を推進する上での課題	令和8年度当初計画	所管評価	総合評価					推進状況への評価・意見等（プラン推進本部、審議会）
				5年度 令和	6年度 令和	7年度 令和	8年度 令和	9年度 令和	
「制度の狭間」やどこに相談したらいいか分からない様々な立場の相談者の相談を受け止め、課題を整理し、必要な制度や相談機関の情報提供を行った。また、必要に応じて関係機関と連携して支援した。 延相談件数:2,065名 相談内容件数:4,501件 ※1人で複数の相談の場合あり 主な連携先:保健所（保健センター）、地域包括支援センター、県ひきこもり地域支援センター、県発達障害者支援センター、民生委員児童委員、民間支援団体等	「制度の狭間」で活用できるものが見つからず、対応できない困難ケースもある。参加支援等社会資源の発掘・開発も必要。	「制度の狭間」やどこに相談したらいいか分からない様々な立場の相談者を支援していくために、関係機関と連携し包括的相談支援体制を整備していく。	○	○	○	○			
すべての小・中・義務教育学校にライフスキル教育を各学期に1回実施することとしているが、他にも多くの課題教育を実施しなければならず、計画通りに実施することができなかった学校が一部あったが、概ね計画通り達成することができた。	いじめを自分事として捉えたり、男女が互いに活発な意見交流を行ったりすることができるよう、学習形態や内容を工夫し、男女が共に活動できる場面を設定する必要がある。	・各学校のいじめ防止基本方針における年間指導計画に、いじめの未然防止の取組として、各学期に1回、ライフスキル教育を位置づける。	○	○	○	○			
○いじめ防止人権学習の実施 　対象:市立中学校（義務教育学校後期過程を含む）の原則1年生 　ワークショップ27校　講演会9校	男女共同参画意識が若い世代に根付くよう、効果的かつ継続的な啓発が必要	○いじめ防止人権学習の実施 　対象:市立中学校（義務教育学校後期過程を含む）の原則1年生 ワークショップまたは講演会を予定（各学校で選択）	○	○	○	○			
○電話相談、来所相談による子育て支援 電話相談件数1,375件（内フリーダイヤル102件） 来所相談のべ相談件数6,478件	相談者に寄りそった丁寧な相談を行うために、教育相談体制の充実を図る。	男女に関係なく、相談に応じる体制を実施していく。	○	○	○	○			
防災備蓄品の入替時期が到来したことから、配布に適した用品がないため、令和7年3月末で無償配布を終了している。			－	○	○	－			

No.	基本目標 No.	基本課題 No.	基本施策 No.	具体的施策 No.	具体的施策の概要	担当課	プラン計画期間内における事業内容	令和7年度当初計画
43	Ⅳ	1 重点	(1)	①	多様な啓発普及資料を作成・提供するとともに、市ホームページ等も活用しながら幅広い情報提供を行う。	男女共同参画推進センター	・男女共同参画に関するチラシ「男女共同参画ってなあに」を作成し、自治会で回覧 ・「男女平等に関する表現指針」をホームページに掲載し、市民等へ啓発	男女共同参画の啓発を図るため、自治会回覧チラシ「男女共同参画ってなあに」を作成・配布する。
							・教職員（管理職）向けの啓発資料を作成し、校長会での配付により啓発 ・文部科学省の男女共同参画に関する啓発動画の周知による教職員への啓発 ・保護者向け啓発資料を作成し、人権教育課を通じて各家庭へ配付することにより啓発 ・市民向け啓発動画の作成及び周知による啓発	文部科学省の男女共同参画に関する啓発動画の周知により教職員へ啓発する。
							情報誌「ウエーブレット」や関係機関発行のパンフレット等による啓発	情報誌「ウエーブレット」や関係機関発行のパンフレット等による啓発
						人権啓発課	広報ひめじ8月号へ人権に関する特集記事を掲載	広報ひめじ8月号へ人権に関する特集記事を記載する。
						人権啓発センター	・人権啓発パネル展の実施 ・センター通信「ゆいぱる」の配布による啓発	・人権啓発パネル展 年4回実施予定。 ・センター通信「ゆいぱる」 年4回作成、各回5,000冊配布予定
44	Ⅳ	1 重点	(1)	②	様々な角度、視点から各年代層に沿ったテーマや講師等を選定し、参加しやすく理解しやすい内容での講座・講演会等を開催する。	男女共同参画推進センター	出前講座（みんなの男女共同参画）の実施	「市政出前講座」等の中で、地域における男女共同参画の推進に向けた啓発を行う。
							・男女共同参画週間講演会の開催 ・あいめっせフェスティバルの開催 ・男性共同参画啓発セミナーの開催 ・男性セミナーの開催	・男女共同参画週間講演会の開催 6/14実施予定 ・男女共同参画啓発セミナーの開催 全12回実施予定 ・男性のためのセミナーの開催 全2回実施予定
						人権啓発課	・「人権のつどい」の開催 ・総合センター・集会所ごとに人権研修事業の実施	・「人権のつどい」を8/7と12/6に開催する。 ・総合センター・集会所ごとに人権研修事業を実施する。

令和7年度実施状況	男女共同参画を推進する上での課題	令和8年度当初計画	所管評価	総合評価					推進状況への評価・意見等（プラン推進本部、審議会）
				5年度 令和	6年度 令和	7年度 令和	8年度 令和	9年度 令和	
自治会回覧チラシ「男女共同参画ってなあに」の作成及び回覧 隣保回覧19,800部	配布対象となる市民や職員に対して、効果的な意識啓発となる方策（内容や媒体、周知方法など）が必要	自治会回覧チラシ「男女共同参画ってなあに」の作成及び回覧	○	○	○	○			
人権教育課実施の「男女共同参画社会をめざす学校教育推進状況調査」における調査項目に、文部科学省開発の啓発動画を活用した職場内でのグループディスカッションの実施を掲載している。	周知対象となる市民や職員に対して、効果的な意識啓発となる方策（内容や媒体、周知方法）が必要	文部科学省の男女共同参画に関する啓発動画の周知により教職員へ啓発する。	○	○	○	○			
・情報誌「ウエーブレット」の発行　6,000部×2回発行 ・「あいめっせ通信」の発行　3,000部×1回発行	市民で構成されているウエーブレット編集委員の人員確保が課題である。	情報誌「ウエーブレット」や関係機関発行のパンフレット等による啓発	○	○	○	○			
広報ひめじ8月号に、人権に関する特集記事を2ページにわたって掲載した。	特にありません。	広報ひめじ8月号へ人権に関する特集記事を記載する。	○	○	○	○			
・人権啓発パネル展 　年4回実施。 ・センター通信「ゆいぱる」 　年4回作成、各回5,000冊配布	市民等に対して、意識を高めるための啓発となる対策（内容や媒体、周知方法など）が必要	・人権啓発パネル展 　年4回実施予定 ・センター通信「ゆいぱる」 　年4回作成、各回3,500冊配布予定 　市HPに掲載予定	○	○	○	○			
市政出前講座　3件	市民等に対して、効果的な意識啓発となる方策（内容や媒体、周知方法など）が必要	「市政出前講座」等の中で、地域における男女共同参画の推進に向けた啓発を行う。	○	○	○	○			
・男女共同参画週間講演会の開催 「これからの生き方・働き方～女らしさ／男らしさよりも、人間らしさを大切にしよう～」　講師:小島慶子さん　6/14実施　197人受講 ・男女共同参画啓発セミナーの開催 ①「更年期をポジティブにサバイブしよう！－実践的な体調管理エクササイズ－」全2回　延べ34人受講 ②「価値観をアップデートし続けるためのメディア・リテラシー」全1回　189人受講 ②「AIに未来を任せる前に－ジェンダーとAIとのつきあい方を考える－」全1回　206人受講 ②「理想のキャリア・ライフの実現のために今、知っておきたいこと－男女で学ぶ女性の健康問題と不妊－」全1回　57人 ③「チーム家事で仕事と育児を両立！－実践的で継続可能な家事シェアの仕組みづくり－」全2回　延べ15人受講（会場11人、オンライン4人） ④「不思議な動きには訳がある！三輪モーターカーを作って謎を解明しよう」全1回　23組45人 ⑤「もしもの時に備える！みんなで考えて暮らしの防災力をアップしよう」全2回　延べ32人受講 ⑥「子育てを楽しくするアタッチメントのチカラ」全2回　延べ25人受講 ・男性セミナーの開催 「ボリューム満点！びっくりBIGハンバーガーを作ろう！！」 全2回　10組24人受講	動画配信などで、気軽に知りたい情報が手に入るため、講座申込者が減少傾向にある。会場参加の魅力が高い講座を企画する必要がある。	・男女共同参画週間講演会の開催 6/14実施予定 ・男女共同参画啓発セミナーの開催 全12回実施予定 ・男性のためのセミナーの開催 全2回実施予定	○	○	○	○			
・「人権のつどい」における人権講演会として、第1回が8/7に「気象予報士としていま思うこと～震災・人権・そして未来～」、第2回が12/6に「パパは女子高生だった～最高裁で逆転勝訴してつかんだ家族のカタチ～」をテーマにそれぞれ市民会館で開催した。 ・総合センター・集会所において、身近な話題を通じた人権講演、人権啓発交流学習、人権啓発DVD上映等の人権研修事業を実施した。	特にありません。	・「人権のつどい」を8/6と12/6に開催する。 ・総合センター・集会所ごとに人権研修事業を実施する。	○	○	○	○			

No.	基本目標 No.	基本課題 No.	基本施策 No.	具体的施策 No.	具体的施策の概要	担当課	プラン計画期間内における事業内容	令和7年度当初計画
44	Ⅳ	1 重点	(1)	②	様々な角度、視点から各年代層に沿ったテーマや講師等を選定し、参加しやすく理解しやすい内容での講座・講演会等を開催する。	人権啓発センター	・人権学習地域講座の開催 ・人権週間記念講演会の開催	・人権学習地域講座 姫路市内各地8会場で実施予定 各回参加者100名程度(見込) ・人権週間記念講演会 12月実施予定。参加者200名程度(見込)
45	Ⅳ	1 重点	(1)	③	「男女共同参画週間」に合わせ、講演会等を開催し、市民への意識啓発の充実を図る。	男女共同参画推進センター	・男女共同参画週間講演会の開催 ・あいめっせ写真展の開催	・男女共同参画週間講演会の開催 6/14実施予定 ・あいめっせ写真展の開催(第13回) 「あなたが思う、男女共同参画！」
46	Ⅳ	1 重点	(1)	④	職員に対するプランの周知と意識啓発を目的とした研修を行い、問題意識を共有する機会をつくる。	男女共同参画推進センター	・プラン推進員研修の実施 ・所属内研修の実施 ・「男女平等に関する表現指針」の周知及び刊行物等の作成時におけるチェック体制の強化	プラン推進員を対象とした研修(5/16(金)実施予定)を行い、所属内研修として研修内容を全職員へ伝え、その実施状況の報告を求める。
						研修厚生センター	・基本研修等において男女共同参画社会の推進に関する科目を実施	・基本研修の一部において男女共同参画社会の推進に関する科目を実施する(1コース以上)。
47	Ⅳ	1 重点	(2)	①	新たなプランの策定における基礎資料とするため市民意識調査等を実施する。	男女共同参画推進センター	・市民意識調査の実施、集約・分析、公表 ・事業所調査の実施、分析、公表(新規)	姫路市民及び姫路市職員を対象とした市民意識調査及び職員意識調査を実施する。 調査期間:令和7年9月(予定)
48	Ⅳ	1 重点	(2)	②	男女共同参画に関する資料や情報を広く収集・加工し、市民に提供する。また、子ども・若い世代に向けた資料の充実を図る。	男女共同参画推進センター	男女共同参画に関する資料や情報を広く収集・加工し、ホームページや冊子等で市民に提供	男女共同参画の啓発を図るため、自治会回覧チラシ「男女共同参画ってなあに」を作成・配布する。
							・図書情報コーナーの運営 ・図書情報コーナーの絵本・児童書の充実	・図書情報コーナーの運営 ・図書情報コーナーの絵本・児童書の充実

令和7年度実施状況	男女共同参画を推進する上での課題	令和8年度当初計画	所管評価	総合評価					推進状況への評価・意見等（プラン推進本部、審議会）
				5年度 令和	6年度 令和	7年度 令和	8年度 令和	9年度 令和	
・人権学習地域講座 姫路市内各地8会場で実施 参加者合計813名 ・人権週間記念講演会 12月16日開催、参加者数182名	市民等に対して、意識を高めるための啓発となる対策（内容や媒体、周知方法など）が必要	・人権学習地域講座 姫路市内各地8会場で実施予定 各回参加者100名程度（見込） ・人権週間記念講演会 12月実施予定。参加者200名程度（見込）	○	○	○	○			
・男女共同参画週間講演会の開催 「これからの生き方・働き方～女らしさ／男らしさよりも、人間らしさを大切にしよう～」　講師:小島慶子さん 6/14実施　197人受講 ・あいめっせ写真展の開催（第13回） 「あなたが思う、男女共同参画！」 応募:17作品（内、入賞は7作品）	写真展について、男女共同参画の一定の推進により画一的なイメージで表現すること及び評価することが困難となり、応募数も減少していることから、より効果的な啓発事業に転換する	・男女共同参画週間講演会の開催 6/14実施予定	○	○	○	○			
プラン推進員を対象とした研修を実施した。5/16開催、197名参加。	職員に対して、効果的な意識啓発となる方策（内容や媒体、周知方法など）が必要	プラン推進員を対象とした研修（7/9（木）実施予定）を行い、所属内研修として研修内容を全職員へ伝え、その実施状況の報告を求める。	○	○	○	○			
・新採用職員研修において男女共同参画社会の推進に関する科目を実施（98名）	職員に対して、効果の高い意識啓発となる方策（内容や媒体、周知方法など）が必要	・基本研修の一部において男女共同参画社会の推進に関する科目を実施する（1コース以上）。	○	○	○	○			
姫路市民及び姫路市職員を対象とした、意識調査を実施した。 （市民）回答数980件、回答率32.7％ （職員）回答数2,815件、回答率68.4％	新たなプランの策定における基礎資料となる情報等を適切に収集する方策（内容や回収率の向上等）が必要	姫路市民及び姫路市職員を対象とした市民意識調査及び職員意識調査の分析を行う。 完了次期:令和8年11月（予定）	○	○	○	○			
自治会回覧チラシ「男女共同参画ってなあに」の作成及び回覧 隣保回覧19,800部	配布対象となる市民や職員に対して、効果的な意識啓発となる方策（内容や媒体、周知方法など）が必要	自治会回覧チラシ「男女共同参画ってなあに」の作成及び回覧	○	○	○	○			
・図書情報コーナーの運営 【蔵書等】 図書、行政資料、雑誌など20,049冊、AV（ビデオ・DVD）348本 延貸出数4,864冊 ・図書情報コーナーの絵本・児童書の充実 絵本・児童書714冊	図書情報コーナーについて、効果的な周知を行う必要がある	・図書情報コーナーの運営 ・図書情報コーナーの絵本・児童書の充実	○	○	○	○			

No.	基本目標 No.	基本課題 No.	基本施策 No.	具体的施策 No.	具体的施策の概要	担当課	プラン計画期間内における事業内容	令和7年度当初計画
49	Ⅳ	1 重点	(2)	③	男女共同参画の視点に立った、若い世代(高校生以上)に向けた講座・講演会等の開催、男女共同参画に関するパンフレット等を作成する。	男女共同参画推進センター	若者向け啓発資料「男女共同参画社会～自分らしく生きるために～」を市内中学1年生に約5,000冊配布	中学生向け啓発資料「自分らしく生きるために～男女共同参画社会ってなあに～？」を市内中学1年生配布。約5,000冊
							市内大学・学校等と協力した講座等の開催	○市内大学・学校等と協力した講座等の開催 ・理工チャレンジ事業の実施 全2回実施予定 ・男女共同参画啓発セミナーの開催 全3回実施予定
						男女共同参画推進センター	・男女共同参画週間講演会の開催 ・あいめっせフェスティバル講演会の開催 ・理工チャレンジ事業の実施 ・高校生を対象とした出前講座(「ストップ！DV」)の実施 ・情報誌「ウエーブレット」や関係機関発行のパンフレット等による啓発	○男女共同参画週間講演会の開催 ○理工チャレンジ事業の実施 ○高校生を対象とした出前講座(「ストップ！DV」)の実施 ○情報誌「ウエーブレット」や関係機関発行のパンフレット等による啓発
50	Ⅳ	1 重点	(2)	④	男女共同参画に関する出前講座の実施や、地域における様々な講座、教室の開催により、意識啓発を行う。 男女共同参画に関する出前講座の実施や、地域における様々な講座、教室の開催により、意識啓発を行う。	男女共同参画推進センター	出前講座(みんなの男女共同参画)の実施	「市政出前講座」等の中で、地域における男女共同参画の推進に向けた啓発を行う。
						市民活動推進課	各公民館の教養講座の一部として男女共同参画に関する講座等(男性料理教室)を開催	教養講座の中で男女平等としたテーマに限らず、幅広く人権に関する講座を各公民館で年に2回開催する。 また、男性を対象とした料理教室や育児教室、介護教室等を開催する。 男性料理教室　25公民館で開催予定 実施回数　137回 参加者数　約1,100名
						生涯学習課	子育て教室等の開催(学校子育て教室・幼稚園子育て教室・こども園子育て教室・ふた葉教室・父親教室)	○学校子育て教室 32教室開催予定(1,266千円) ○幼稚園子育て教室 23教室開催予定(1,740千円) ○こども園子育て教室 12教室開催予定(908千円) ○父親教室 25教室開催予定(1,318千円)

令和7年度実施状況	男女共同参画を推進する上での課題	令和8年度当初計画	所管評価	総合評価					推進状況への評価・意見等（プラン推進本部、審議会）
				5年度 令和	6年度 令和	7年度 令和	8年度 令和	9年度 令和	
中学生向け啓発パンフレット「自分らしく生きるために～男女共同参画社会ってなあに～？」を市内中学1年生に配布した。約5,000冊。	男女共同参画意識が若い世代に根付くよう、効果的かつ継続的な啓発が必要	中学生向け啓発資料「自分らしく生きるために～男女共同参画社会ってなあに～？」を市内中学1年生に配布	○	○	○	○			
○市内大学・学校等と協力した講座等の開催 ・理工チャレンジ事業の実施 「ひめじリコチャレ応援バスツアー2025」 全2回　41人受講 ・男女共同参画啓発セミナーの開催 ②「価値観をアップデートし続けるためのメディア・リテラシー」全1回　189人受講 ②「AIに未来を任せる前にージェンダーとAIとのつきあい方を考えるー」全1回　206人受講 ②「理想のキャリア・ライフの実現のために今、知っておきたいことー男女で学ぶ女性の健康問題と不妊ー」全1回　57人	大学に出向きし、授業の一環として講座を開催することで、一定数の若者に向けた啓発は達成できているが、学校での講座開催回数の拡大や啓発資料の有効に活用について、各学校と連携していく必要がある。	○市内大学・学校等と協力した講座等の開催 ・理工チャレンジ事業の実施 全2回実施予定 ・男女共同参画啓発セミナーの開催 全2回実施予定	○	○	○	○			
○男女共同参画週間講演会の開催 「これからの生き方・働き方～女らしさ／男らしさよりも、人間らしさを大切にしよう～」　講師:小島慶子さん　6/14実施　197人受講 ○理工チャレンジ事業の実施 「ひめじリコチャレ応援バスツアー2025」 全2回　41人受講 ○情報誌「ウエーブレット」や関係機関発行のパンフレット等による啓発 6,000部×2回発行	市民で構成されているウエーブレット編集委員の人員確保が課題である。 出前講座の申込件数が低迷しているため、周知が必要である。	○男女共同参画週間講演会の開催 ○理工チャレンジ事業の実施○出前講座（「これってデートDV？～お互いを尊重しした関係を築くために～」）の実施 ○情報誌「ウエーブレット」や関係機関発行のパンフレット等による啓発	○	○	○	○			
市政出前講座　3件	市民等に対して、効果的な意識啓発となる方策（内容や媒体、周知方法など）が必要	「市政出前講座」等の中で、地域における男女共同参画の推進に向けた啓発を行う。	○	○	△	○			
教養講座の中で男女平等としたテーマに限らず、幅広く人権に関する講座を各公民館で年に2回程度開催した。 また、男性を対象とした料理教室や育児教室、介護教室等を開催した。 男性料理教室　16公民館で開催 実施回数　99回 参加者数　1017名	男女別、年代別に開催するのではなく、受講者が参加しやすいよう人権講座として開催している。	教養講座の中で男女平等としたテーマに限らず、幅広く人権に関する講座を各公民館で年に2回開催する。 また、男性を対象とした料理教室や育児教室、介護教室等を開催する。 男性料理教室　22公民館で開催予定 実施回数　117回 参加者数　約1,100名	△	○	○	○			
○学校子育て教室　15教室実施（580千円） ○幼稚園子育て教室　18教室実施（568千円） ○こども園子育て教室　10教室実施（187千円） ○父親教室　18教室実施（886千円）	・父親の子育て参加を目指した父親教室をより開催してもらうために周知が必要。 ・男女ともに教室の企画や運営に参加しやすいように配慮が必要。	○学校子育て教室 21教室開催予定（1,239千円） ○幼稚園子育て教室 22教室開催予定（1,662千円） ○こども園子育て教室 12教室開催予定（912千円） ○父親教室 25教室開催予定（1,324千円）	○	○	○	○			

No.	基本目標 No.	基本課題 No.	基本施策 No.	具体的施策 No.	具体的施策の概要	担当課	プラン計画期間内における事業内容	令和7年度当初計画
51	Ⅳ	2 重点	(1)	①	保育所、幼稚園、こども園において、ジェンダーにとらわれない保育・教育を推進する。	学校指導課	指導主事が全幼稚園を訪問し、教職員に対して、ジェンダーにとらわれない保育・教育の推進について指導	幼稚園担当管理指導主事が、園訪問時に教職員に対して、日常の保育において、男女の幼児が協働的に活動できるよう内容を工夫するとともに、不要な区別をなくすよう指導する。
						人権教育課	全ての市立幼稚園を3年に1度、指導主事が訪問し、全職員に対して、ジェンダーにとらわれない保育・教育の推進について指導	市立幼稚園7園を指導主事が訪問し、参観の後、園長を含む全職員に、ジェンダーにとらわれない保育活動を推進するよう指導する。
52	Ⅳ	2 重点	(1)	②	男女平等教育副読本やDVの防止に関する冊子等を活用し、道徳科の時間をはじめとする学校教育のあらゆる場面で男女平等教育を推進する。また、男女平等教育の推進状況について、調査を実施し、結果を公表する。	人権教育課	・小学生用男女平等教育副読本「ゆめいっぱい」等を使用し、人権尊重の精神とともに男女平等教育を推進するよう指導 ・校長研修等で、教職員研修資料「学校における性の多様性に対する正しい理解と対応」を活用して研修するよう指導	・小学生用男女平等教育副読本「ゆめいっぱい」等を使用し、人権尊重の精神とともに学校における男女平等教育を推進するよう指導する。 ・教職員研修資料「学校における性の多様性に対する正しい理解と対応」の活用及び人権啓発DVD「バースディ」等の視聴と合わせて、研修するよう依頼する。
							全ての市立小中学校・義務教育学校を3年に1度、指導主事が訪問し、「隠れたカリキュラム」を意識した教育活動を行い、ジェンダーにとらわれない教育の推進について指導	小学校22校、中学校9校、義務教育1校、高校1校へ指導主事が訪問し、「隠れたカリキュラム」を意識して教育活動を行い、教室環境や行事運営等における男女平等の意識を高めるよう指導する。
							教職員への意識啓発のため、「男女共同参画社会をめざす学校教育推進状況調査」を毎年実施し、結果を各校へ報告	小学生用男女平等教育副読本「ゆめいっぱい」の使用状況調査及び市立小中学校における男女平等教育の推進状況の調査や卒業式の配席及び呼名順についての調査、制服の調査を行い、その結果を各学校へ報告し、今後の指導に役立てる。
							男女共同参画推進課作成の啓発資料「男女共同参画社会～自分らしく生きるために～」を活用するよう管理職及び担当者研修で指導し、全ての市立中学校（義務教育学校後期課程を含む）へ配布	男女共同参画推進課作成の啓発リーフレットを活用するよう管理職及び担当者研修で指導するとともに、リーフレット配布時には活用についての学校宛文書を配布する。
							・男女共同参画推進課作成の保護者向け啓発パンフレットを各学校の生徒家庭へ配付 ・文部科学省の男女共同参画に関する啓発動画を教職員へ周知	・文部科学省の男女共同参画に関する啓発動画を視聴するよう、担当者研修等で周知する。

令和7年度実施状況	男女共同参画を推進する上での課題	令和8年度当初計画	所管評価	総合評価					推進状況への評価・意見等（プラン推進本部、審議会）
				5年度 令和	6年度 令和	7年度 令和	8年度 令和	9年度 令和	
幼稚園担当管理指導主事が、園訪問時に教職員に対して、日常の保育において、男女が協働的に活動できるよう内容を工夫するとともに、不要な区別をなくすよう指導した。	何が不要な区別にあたるのか、わかりやすく周知できる効果的な資料が必要である。	幼稚園担当管理指導主事が、園訪問時に教職員に対して、日常の保育において、男女の幼児が協働的に活動できるよう内容を工夫するとともに、不要な区別をなくすよう指導する。	○	○	○	○			
市立幼稚園7園を指導主事が訪問し、参観の後、園長を含む全職員に、ジェンダーにとらわれない保育活動を推進するよう指導した。	男女共同参画意識が職員に根付くよう、効果的かつ継続的な啓発が必要	市立幼稚園10園を指導主事が訪問し、参観の後、園長を含む全職員に、ジェンダーにとらわれない教育活動を推進するよう指導する。	○	○	○	○			
・道徳科年間指導計画作成における姫路市ガイドラインの中で「ゆめいっぱい」を入れるように指導するほか、課題別指導計画でも「女性」を必ず位置づけるように指導した。 ・リーフレット配布時にどのように活用するかを紹介するほか、男女共同参画社会をめざす学校教育推進状況調査結果でも各学校がどのように活用しているかを紹介した。 ・初任者研修等で、「学校における性の多様性に対する正しい理解と対応」を盛り込んだ。	男女共同参画意識が職員及び児童生徒、保護者に根付くよう、効果的かつ継続的な啓発が必要	・小学生用男女平等教育副読本「ゆめいっぱい」等を使用し、人権尊重の精神とともに学校における男女平等教育を推進するよう指導する。 ・教職員研修資料「学校における性の多様性に対する正しい理解と対応」の活用及び人権啓発DVD「バースディ」等の視聴と合わせて研修するよう依頼する。	○	○	○	○			
男女混合名簿使用率は100％を維持している。 「隠れたカリキュラム」を意識して教育活動を行い、教室環境や行事運営等における男女平等の意識を高めるよう指導した。	男女共同参画意識が職員及び児童生徒、保護者に根付くよう、効果的かつ継続的な啓発が必要	小学校20校、中学校14校、義務教育2校、高校1校へ指導主事が訪問し、「隠れたカリキュラム」を意識して教育活動を行い、教室環境や行事運営等における男女平等の意識を高めるよう指導する。	○	○	○	○			
小学生用男女平等教育副読本「ゆめいっぱい」の使用状況調査及び市立小中学校における男女平等教育の推進状況の調査、また、卒業式の配席及び呼名順について調査を行った。結果については、今後の指導に役立てるために各学校へ報告した。	男女共同参画意識が職員及び児童生徒、保護者に根付くよう、効果的かつ継続的な啓発が必要	小学生用男女平等教育副読本「ゆめいっぱい」の使用状況調査及び市立小中義特高等学校における男女平等教育の推進状況の調査や卒業式の配席及び呼名順についての調査、制服の調査を行い、その結果を各学校へ報告し、今後の指導に役立てる。	○	○	○	○			
男女共同参画推進課作成の啓発リーフレットを活用するよう担当者研修で指導するとともに、リーフレット配布時には活用についての学校宛文書を配布した。	男女共同参画意識が職員及び児童生徒、保護者に根付くよう、効果的かつ継続的な啓発が必要	男女共同参画推進センター作成の啓発リーフレットを活用するよう管理職及び担当者研修で指導するとともに、リーフレット配布時には活用についての学校宛文書を配布する。	○	○	○	○			
文部科学省の男女共同参画に関する啓発動画を視聴はなかったものの、他の種類の動画を視聴した教職員が複数あった。	男女共同参画意識が職員及び児童生徒、保護者に根付くよう、効果的かつ継続的な啓発が必要	・文部科学省に限らず、様々な男女共同参画に関する啓発動画を視聴するよう、担当者研修等で周知する。	○	○	○	○			

No.	基本目標 No.	基本課題 No.	基本施策 No.	具体的施策 No.	具体的施策の概要	担当課	プラン計画期間内における事業内容	令和7年度当初計画
53	Ⅳ	2 重点	(1)	③	学校教育活動全体を通じて、自分や他者の価値を尊重し相手を思いやる心を醸成する性教育を実施する。	健康教育課	・性教育に関する実践発表の実施（中学校1校／年） ・性教育授業の実践（小・中・義務教育学校の各校で保健や道徳の授業時間内で実施） ・「性教育の手引き」（令和6年改訂）による性教育の推進	・令和6年度に引き続き、「自他の生命を尊重し、互いに生き方を認め合う児童生徒の育成」を目標に、幼小中高の連携、連続した指導の継続、及び保健体育の教科のみならず教育活動全体・広義の教育活動の中で計画的に性に関する指導を実践し、定着を図る。
54	Ⅳ	2 重点	(1)	④	教職員の意識改革を促すとともに、教育現場においても、男女共同参画も含む様々な人権に関する課題を解消していくための研修を実施する。	教育研修課	新規採用教員向け研修（初任教諭研修）の実施 「姫路の人権教育」「ストップ！DV」	新規採用新規採用教員向け研修（初任者研修）の実施 6/24「姫路の人権教育」を取り上げ、教職員に求められる人権意識の改革を促す。
55	Ⅳ	2 重点	(2)	①	子どもが主体的に進路を選択する能力や態度を育てるため、男女共同参画の視点に立ち、計画的・組織的に展開するキャリア教育の充実を図る。	学校指導課	中学2年生において奉仕活動等の体験活動を行う「トライやる・ウイーク」実施時に、男女共同参画の視点に立ったキャリア教育に配慮するよう指導	トライやる・ウイークでの職業体験等の体験活動を通して、人間的なふれあいを深め、豊かな感性を育むとともに、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を育めるように事前・事後指導の中で男女共同参画の視点に立ったキャリア教育に取り組むように指導する。
56	Ⅳ	2 重点	(2)	②	性別による固定的な職業・進学にこだわらず、個々の個性・能力・資質を基にした進路指導や、教職員の共通理解のもと、個性を尊重した生徒指導の充実を図る。	学校指導課	指導主事が全学校を訪問し、男女共同参画の視点に立った教育の推進に配慮するよう指導（全ての小中学校・義務教育学校・特別支援学校）	年1回の学校訪問の際、指導主事から、生徒指導提要改訂版等を活用した校内研修を行い、いじめをはじめ、性に関する課題等についての認識を深めるとともに、男女共同参画の視点に立った教育の推進に配慮するように指導する。
57	Ⅳ	2 重点	(2)	③	男女共同参画の視点に立ち、子どもが自己の在り方や生き方を考え、主体的に進路を選択できるよう進路指導の充実を図る。	男女共同参画推進センター	理工チャレンジ事業の実施	理工チャレンジ事業の実施 全2回実施予定
						学校指導課	指導主事が全学校を訪問し、性別による固定的な職業・進路指導に陥ることがないよう指導（全ての小中学校・義務教育学校・特別支援学校）	指導主事が中学校33校、義務教育学校3校、特別支援学校1校での学校訪問時等に教職員に対し、男女共同参画社会の実現を目指す教育の推進やキャリアプランニング能力の育成に努めるよう指導する。

令和7年度実施状況	男女共同参画を推進する上での課題	令和8年度当初計画	所管評価	総合評価					推進状況への評価・意見等（プラン推進本部、審議会）
				令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
・中学校性教育研究発表会は、林田中学校が発表を行い、1年生及び特別支援学級の授業公開を行った。当日は、性の多様性をテーマとした講演会も開かれた。 ・保健所との連携による思春期保健出前授業を、中学校1・3年生、義務教育学7・9年生対象に実施した。 ・令和5年度末に改訂した「性教育指導の手引き」を活用するよう、小学校健康教育担当者会、中学校性教育担当者会、養護教諭研究会等の担当者会で再度周知徹底した。	・性に関する事案が起こってから性教育を実施するのではなく、未然防止のためにも、発達段階に応じた系統立てた性教育を、令和5年度末に完成した性教育指導の手引きを参考に、計画的に実施するよう担当者会等で引き続き発信していく。	・令和7年度に引き続き、「自他の生命を尊重し、互いに生き方を認め合う児童生徒の育成」を目標に、幼小中高の連携、連続した指導の継続、及び保健体育の教科のみならず教育活動全体・広義の教育活動の中で計画的に性に関する指導を実践し、定着を図る。	○	○	○	○			
新規採用教員向け研修（初任者研修）の実施 6/24「姫路の人権教育」・11/11「児童虐待について～学校との連携～」を取り上げ、教職員に求められる人権意識の改革を促した。各回91人、88人	幼児・児童・生徒が男女共同参画の視点を左右される学校現場で教職員の人権意識を改革し、高めていく必要がある。	新規採用新規採用教員向け研修（初任者研修）の実施 6/23「姫路の人権教育」を取り上げ、教職員に求められる人権意識の改革を促す。	○	○	○	○			
トライやる・ウイークにおいて、中学校32校、義務教育学校3校、特別支援学校1校が、各学校の実態に応じて、連続した5日間で職業体験等の多様な社会体験活動を実施した。	受入事業所に対して男女共同参画の視点を周知するための効果的な資料が必要である。	トライやる・ウイークでの職業体験等の体験活動を通して、人間的なふれあいを深め、豊かな感性を育むとともに、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を育めるように事前・事後指導の中で男女共同参画の視点に立ったキャリア教育に取り組むように指導する。	○	○	○	○			
年1回の学校訪問において、生徒指導提要改訂版等を活用して校内研修を行い、いじめをはじめ、性に関する課題等について教職員の認識を深めるよう、指導助言を行った。その結果、性別にこだわることなく、個々の個性・能力・資質を基にした進路選択を行うことができた。	性に関する課題等については、担任教師だけで指導や支援を行うことには限界があるため、養護教諭をはじめスクールカウンセラー及びスクールカウンセラー等の専門家、保健所やみらいえ等の関係機関との連携を密に図っていくことが必要である。	年1回の学校訪問の際、指導主事から、生徒指導提要改訂版等を活用した校内研修を行い、いじめをはじめ、性に関する課題等についての認識を深めるとともに、男女共同参画の視点に立った教育の推進に配慮するように指導する。	○	○	○	○			
・理工チャレンジ事業の実施 「ひめじリコチャレ応援バスツアー2025」 全2回　41人受講	協力企業の確保が必要	理工チャレンジ事業の実施 全2回実施予定	○	○	○	○			
指導主事が中学校33校、義務教育学校3校、特別支援学校1校での学校訪問時等に、教職員に対し男女共同参画社会の実現を目指す教育の推進やキャリアプランニング能力の育成に努めるよう指導した。	学校訪問時に教職員に対して男女共同参画の視点を周知するための効果的な資料が必要である。	指導主事が中学校33校、義務教育学校3校、特別支援学校1校での学校訪問時等に教職員に対し、男女共同参画社会の実現を目指す教育の推進やキャリアプランニング能力の育成に努めるよう指導する。	○	○	○	○			

取組		取組の概要	担当課	プラン計画期間内における事業内容	令和7年度当初計画
(1)市役所における体制の強化	姫路市男女共同参画プラン推進本部の充実	副市長を本部長とした全局長等で構成する姫路市男女共同参画プラン推進本部を運営し、庁内における横断的な調整を行う。また、職場における男女共同参画を推進するウために設置している男女共同参画プラン推進員を通じて、全職員へのプランの周知と意識の高揚を図る。	男女共同参画推進センター	・男女共同参画プラン推進本部会議・幹事会を開催する。 ・プラン推進員の活動の充実に努める。 ・職員率先行動計画の取組について、て、チェックリスト等を活用し、職員への周知と意識の高揚を図る。	・男女共同参画プラン推進本部会議・幹事会を開催する。幹事会6/24、本部会議7/10。 ・全職員への周知・意識高揚を図るため、姫路市職員男女共同参画率先行動計画[第4次]における「男女共同参画プラン推進員 取組状況確認表」及び「男女共同参画チェックシート」によるチェックを実施する。
	姫路市職員男女共同参画率先行動計画による取組の推進	姫路市職員男女共同参画率先行動計画[第4次]により、次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づくそれぞれの特定事業主行動計画と足並みをそろえながら、男女ともに職員が働きやすい職場環境づくりに取り組む。	男女共同参画推進センター	「姫路市職員男女共同参画率先行動計画（第4次）」に掲げる数値目標の達成に向け全職員の意識高揚を図る。 ・職員に対し男女共同参画の視点を持つよう内容の充実に努めるとともに、庁内LAN（ここみてネット・かしネット）を活用し、情報発信を行う。 ・ホームページによる情報発信について、内容を随時更新する。	男女共同参画に基づく考え方や姫路市職員男女共同参画率先行動計画[第4次]における取組について掲載した「男女共同参画ってなあに？[庁内版]」を随時発行し、庁内LAN（ここみてネット・かしネット）を介して情報発信・啓発を行う。
			人事課	次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の後期計画において、令和6年度末の年次休暇14日の取得目標達成のためワーク・ライフ・バランスを推進する。	特定事業主行動計画（R7.4改定）に定めた令和11年度末の年次休暇14日の取得目標達成のため、年休計画表の活用のほか、労務管理推進員会議や研修等を通じてワークライフバランスを推進する。
			研修厚生センター	基本研修の一部において男女共同参画社会の推進に関する科目を実施する（1コース以上）。	新採用職員研修において男女共同参画社会の推進に関する科目を実施する。
	男女ともに職員が働きやすい職場環境づくりの推進	職場におけるハラスメントについて、相談窓口の周知やハラスメント防止の啓発を推進する。	人事課	時機をとらえてハラスメント防止の取組を推進する。	労務管理推進員会議や研修を通じて、ハラスメント指針やハラスメント相談窓口の周知を行いハラスメント防止を図る。
(2)姫路市男女共同参画審議会の運営によるプランの進行管理		姫路市男女共同参画審議会において、プランに掲げる各施策の進捗等について意見を聴取し、プランの推進に反映させる。また、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について市民等からの苦情の申出があった場合、迅速かつ適切に対応し、その対応状況等を公表する。	男女共同参画推進センター	・男女共同参画審議会から意見を聴取し、第三者評価とするとともに、プランの推進に反映させる。 ・プランの指標・目標値について進捗状況を把握し、プランの推進状況に関する第三者評価とともに、ホームページ等にてその結果を公表する。 ・苦情の申出があった場合の対応において、必要に応じて意見を聴取するため、男女共同参画審議会に苦情対応検討部会を設置する（随時）。	・プランの指標・目標値について進捗状況を把握し、推進状況に関して男女共同参画審議会から意見を聴取し、第三者評価とする（7月下旬開催予定）。あわせてホームページ等にて結果を公表する。 ・苦情の申出があった場合の対応において、必要に応じて意見を聴取するため、男女共同参画審議会に苦情対応検討部会を設置する（随時）。
(3)姫路市男女共同参画推進センターの充実		姫路市男女共同参画推進センターの理念と役割に基づき、ソフト面、ハード面の機能充実を図る。また、多様なメディアやホームページ等を活用し、センターの認知度の向上に向け、積極的な情報発信を行う。	男女共同参画推進センター	・センター管理運営 ・啓発講座、講演会など市民意識啓発を推進する。 ・様々な手法を使い"あいめっせ"のPRを行う。 ・他センターの取り組み状況について情報収集し、講座の評価方法を検討する。	・センター管理運営 ・啓発講座、講演会など市民意識啓発を推進する。 ・様々な手法を使い"あいめっせ"のPRを行う。 ・他センターの取り組み状況について情報収集し、講座の評価方法を検討する。

令和7年度実施状況	所管評価					令和8年度当初計画	男女共同参画を推進する上での課題	推進状況への評価・意見等（プラン推進本部、審議会）
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度			
○男女共同参画プラン推進本部会議・幹事会を開催。 幹事会6/24、本部会議7/10。 ○姫路市職員男女共同参画率先行動計画［第4次］に基づくチェックを行った。 ・「男女共同参画プラン推進員 取組状況確認表」による確認（2/1～3/15） ・「男女共同参画チェックシート」による確認（6/23～8/29、各所属におけるグループミーティング時に実施）	○	○	○			・男女共同参画プラン推進本部会議・幹事会を開催する。幹事会を6月下旬、本部会議7月上旬 ・全職員への周知・意識高揚を図るため、姫路市職員男女共同参画率先行動計画［第4次］における「男女共同参画プラン推進員 取組状況確認表」及び「男女共同参画チェックシート」によるチェックを実施する。	職員に対して、効果の高い意識啓発となる方策（内容や媒体、周知方法など）が必要	
「男女共同参画ってなあに？［庁内版］」を随時発行し、庁内LAN（ここみてネット・かしネット）を介して情報発信・啓発行った。	○	○	○			男女共同参画に基づく考え方や姫路市職員男女共同参画率先行動計画［第4次］における取組について掲載した「男女共同参画ってなあに？［庁内版］」を随時発行し、庁内LAN（ここみてネット・かしネット）を介して情報発信・啓発を行う。	職員に対して、効果の高い意識啓発となる方策（内容や媒体、周知方法など）が必要	
令和7年度末の年次休暇14日の取得目標達成のため、年休計画表の活用のほか、労務管理推進員会議や研修等を通じてワークライフバランスを推進した。 R7年次休暇平均取得日数:14.9日	○	○	○			特定事業主行動計画に定めた令和11年度末の年次休暇14日の取得目標達成のため、労務管理推進員会議や研修等を通じて、年休計画表の活用し、計画的な休暇取得を促進するとともに、日頃からの朝礼や終礼を実施することで、業務内容や進捗状況の共有を図り、休暇を取得しやすい環境づくりに努める。	職員に対して、効果の高い意識啓発となる方策（内容や媒体、周知方法など）が必要	
・新採用職員研修において男女共同参画社会の推進に関する科目を実施（101名）。	○	○	○			新採用職員研修において男女共同参画社会の推進に関する科目を実施する。	職員に対して、効果の高い意識啓発となる方策（内容や媒体、周知方法など）が必要	
労務管理推進員会議や研修を通じて、ハラスメント指針やハラスメント相談窓口の周知を行いハラスメント防止を図る。	○	○	○			労務管理推進員会議や研修を通じて、ハラスメント指針やハラスメント相談窓口の周知を行いハラスメント防止を図る。	職員に対して、効果の高い意識啓発となる方策（内容や媒体、周知方法など）が必要	
・プランにおける指標・目標値について進捗状況を把握し、推進状況に関して男女共同参画審議会による第三者評価を受け、ホームページ等にて結果を公表した。 ・男女共同参画審議会 苦情対応検討部会を設置した。部会長1人、部会員4人	○	○	○			・プランの指標・目標値について進捗状況を把握し、推進状況に関して男女共同参画審議会から意見を聴取し、第三者評価とする（7月下旬開催予定）。あわせてホームページ等にて結果を公表する。 ・苦情の申出があった場合の対応において、必要に応じて意見を聴取するため、男女共同参画審議会に苦情対応検討部会を設置する（随時）。	評価のフィードバックなど、プランの適切な進捗管理の実施。	
○センターの管理運営 ○啓発講座・講演会の実施 主催講座　6講座　25回 共催講座　2講座　2回 男女共同参画週間講演会 6/14 ○あいめっせのPR SNS、新聞、ケーブルテレビの活用 ○他センターの取り組みについての情報収集の実施	○	○	○			・センター管理運営 ・啓発講座、講演会など市民意識啓発を推進する。 ・様々な手法を使い”あいめっせ”のPRを行う。 ・他センターの取り組み状況について情報収集し、講座の評価方法を検討する。	男女共同参画推進センター”あいめっせ”の認知度が課題	

取組		取組の概要	担当課	プラン計画期間内における事業内容	令和7年度当初計画
(4)市民、国・兵庫県等との連携	姫路市男女共同参画推進センター運営会議の運営	学識経験者や関係団体代表、公募市民等により姫路市男女共同参画推進センターの運営を検討するとともに、学生等若い世代の意見を積極的に取り入れる。	男女共同参画推進センター	姫路市男女共同参画推進センター運営会議の開催	姫路市男女共同参画推進センター運営会議の開催
	姫路市男女共同参画推進センター登録団体等の交流充実	姫路市男女共同参画推進センターの登録団体等利用者との意見交換会(登録団体連絡会)を開催し、市民ニーズを事業や運営に反映させる。また、登録団体と事業を共同主催する。	男女共同参画推進センター	・登録団体連絡会の開催 ・あいめっせフェスティバルの開催	・登録団体連絡会の開催 ・あいめっせフェスティバルの開催
	国・兵庫県等との連携	国・兵庫県等との連携を図るとともに、情報の収集・交換等によりプラン推進について一層の充実を図る。また、県内における連絡会議等において、プランの課題について近隣市町等との情報交換・共有を行う。	男女共同参画推進センター	・県内女性センター会議等連絡会議(年3回持ち回りで開催)に参加し情報交換を行う。 ・播磨圏域連携中枢都市圏を含む近隣市町や関係機関との情報交換を行う。	・県内女性センター会議等連絡会議(年3回持ち回りで開催)に参加し情報交換を行う。 ・播磨圏域連携中枢都市圏を含む近隣市町や関係機関との情報交換を行う(随時)。

令和7年度実施状況	所管評価					令和8年度当初計画	男女共同参画を推進する上での課題	推進状況への評価・意見等（プラン推進本部、審議会）
	5年度 令和	6年度 令和	7年度 令和	8年度 令和	9年度 令和			
姫路市男女共同参画推進センター運営会議の開催（委員14人） 第1回　8/29 第2回　2/12	○	○	○			姫路市男女共同参画推進センター運営会議の開催	事業へのフィードバック	
・登録団体連絡会の開催　10回 ・あいめっせフェスティバルの開催 登録団体によるワークショップやバザーなど 開催日　11/29　参加団体　13団体	○	○	○			・登録団体連絡会の開催 ・あいめっせフェスティバルの開催	フェスティバルの開催方法の検討が必要	
県内男女共同参画センター等連絡会議（5月県立男女共同参画センター、10月伊丹市、2月丹波篠山市）をはじめ、関係機関との情報交換を行った。	○	○	○			・県内男女共同参画センター等連絡会議（年3回持ち回りで開催）に参加し情報交換を行う。 ・播磨圏域連携中枢都市圏を含む近隣市町や関係機関との情報交換を行う（随時）。	近隣市町や関係機関における新しい取組等の情報を適時に入手すること。	

「姫路市男女共同参画プラン2027」に掲げる指標及び目標値

指　　標	令和3年度末 （策定時）	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末	目標値 （令和9年度）	担当課
① 審議会等委員の女性比率	34.9% （令和4年3月31日）	35.3% （令和5年3月31日）	36.3% （令和6年3月31日）	38.9% （令和7年3月31日）	40.2% （令和8日3月31日）	40～60%	男女共同参画推進センター
② 姫路市防災会議委員の女性比率	12.5% （令和4年3月31日）	21.1% （令和5年3月31日）	21.4% （令和6年3月31日）	40.7% （令和7年3月31日）	41.4% （令和8日3月31日）	23%	男女共同参画推進センター （危機管理室）
③ 女性委員が0の審議会等の割合	3.3% （令和4年3月31日）	5.7% （令和5年3月31日）	5.6% （令和6年3月31日）	4.2% （令和7年3月31日）	2.1% （令和8日3月31日）	0%	男女共同参画推進センター
④ 姫路市職員の管理職(一般行政職、係長以上）における女性比率	22.7% （令和4年4月1日）	24.2% （令和5年4月1日）	25.1% （令和6年4月1日）	25.5% （令和7年4月1日）	25.9% （令和8年4月1日）	28%	人事課
⑤ 乳児家庭全戸訪問事業の訪問率	96.2%	96.4%	96.3%	98.0%	98.8%	100%	保健所健康課
⑥ 保育所等利用待機児童数	43人 （令和4年4月1日）	32人 （令和5年4月1日）	18人 （令和6年4月1日）	16人 （令和7年4月1日）	19人 （令和8年4月1日）	0人	こども保育課
⑦ 乳がん・子宮がんの検診受診率	乳がん 14.5% 子宮がん11.1%	乳がん 13.9% 子宮がん10.2%	乳がん 14.4% 子宮がん10.3%	乳がん 14.0% 子宮がん11.3%	乳がん 13.5% ※子宮がん 6.9% 令和7年度よりHPV検査単独法を導入したことにより検診の対象者が減ったため	乳がん 18% 子宮がん15%	保健所予防課
⑧ 地域における男女共同参画に関する学習機会の提供（出前講座等の年間回数）	3回	4回	4回	1回	3回	5回	男女共同参画推進センター
⑨ 姫路市男性職員の育児休業取得率（産後パパ育休を含む）	33.3%	37.0%	55.8%	73.8%	83.5%	40%	人事課
⑩ 子どもの出生時等における姫路市男性職員の5日以上の休暇の取得率	64.1%	60.0%	51.2%	63.8%	47.4%	70%	人事課
⑪ 姫路市男女共同参画推進センター “あいめっせ”の認知度	18.9% 市民意識調査(令和3年)	－	－	－	－	50%	男女共同参画推進センター

モニタリング指標

指　　標	令和3年度末 （策定時）	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末	担当課
① 姫路市職員の管理職(一般行政職、主幹以上）における女性比率	12.4% （令和4年4月1日）	12.6% （令和5年4月1日）	14.9% （令和6年4月1日）	14.5% （令和7年4月1日）	14.5% （令和8年4月1日）	人事課
② 20～64歳就業率の男女差（女性-男性）	△14.6ﾎﾟｲﾝﾄ 国勢調査(令和2年)	－	－	－	－	男女共同参画推進センター
③ 「ワーク・ライフ・バランス」の認知度	55.7% 市民意識調査(令和3年)	－	－	－	－	男女共同参画推進センター
④ 20代（異動日時点）女性の転入超過数	△404人 （令和3年度中）	△556人 （令和4年度中）	△617人 （令和5年度中）	△634人 （令和6年度中）	△481人 （令和7年度中）	男女共同参画推進センター（住民窓口センター）
⑤ 姫路市配偶者暴力相談支援センターの認知度	32.5% 市民意識調査(令和3年)	－	－	－	－	男女共同参画推進センター
⑥ 社会全体から見た男女の地位が「平等である」と思う人の割合	11.5% 市民意識調査(令和3年)	－	－	－	－	男女共同参画推進センター

審議会等委員への女性登用状況

審議会等委員への女性の登用状況

1　調査年月日　　令和8年(2026年)３月３１日（令和7年度廃止分含む）

2　審議会等委員への女性の登用状況

区分	令和８年３月３１日現在				令和７年３月３１日現在			
	審議会数	委員数	内女性委員数	比率（%）	審議会数	委員数	内女性委員数	比率（%）
①地方自治法第180条の5の規定による委員会及び委員	6	41	5	12.2%	6	40	5	12.5%
②地方自治法第138条の4第3項に基づき、法律により設置する審議会等	27	632	237	37.5%	28	652	235	36.0%
③市が独自の条例で設置する審議会等	68	654	280	42.8%	67	655	274	41.8%
プラン目標値の対象となる審議会等（②＋③）	95	1286	517	40.2%	95	1307	509	38.9%

■目標値

「姫路市男女共同参画プラン２０２７」（令和５年３月策定）では、審議会等委員の女性比率を４０％～６０％、女性委員が０の審議会の割合を０％（令和９年度末）とすることを指標に掲げており、その達成に努める。

■対象となる審議会等

対象となる審議会等は地方自治法(第202条の3)に基づくもの

＜地方自治法第202条の3＞「普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。」

登用率	令和８年３月３１日現在	令和７年３月３１日現在
0%	2（ 2.1% ）	4（ 5.6% ）
１%以上２０%未満	5	8
２０%以上２５%未満	2	1
２５%以上３０%未満	3	4
３０%以上３５%未満	8	7
３５%以上４０%未満	5	4
４０%以上６０%以下	69	66
６０%超過	1	1
審議会数 計	95	95

審議会等委員への女性の公職参加状況

令和８年３月３１日現在（令和７年度廃止分含む）

①　地方自治法第180条の5の規定による委員会等（行政委員会等）

No.	名称	担当課	委員実選任数(人)	内女性数(人)	前年度女性数	女性増減数（人）	女性委員比率(%)	前年度同比率(%)	変動
1	教育委員会	教育委員会総務課	5	2	2	0	**40.0**	50.0	↓
2	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	4	0	0	0	**0.0**	0.0	→
3	監査委員	監査事務局	4	0	0	0	**0.0**	0.0	→
4	公平委員会	公平委員会事務局	3	1	1	0	**33.3**	33.3	→
5	農業委員会	農業委員会事務局	19	1	1	0	**5.3**	5.3	→
6	固定資産評価審査委員会	資産税課	6	1	1	0	**16.7**	16.7	→
小計	審議会数	**6**	41	5	5	0	**12.2**	12.5	↓

（委員の選任がない委員会等を除く）

②　地方自治法第138条の4第3項に基づき、法律により設置する審議会等（法律に基づき、市の条例により設置する審議会等を含む）

No.	名称	担当課	委員実選任数(人)	内女性数(人)	前年度女性数	女性増減数（人）	女性委員比率(%)	前年度同比率(%)	変動
1	姫路市国民保護協議会	危機管理室	58	24	24	0	**41.4**	40.7	↑
2	姫路市防災会議	危機管理室	58	24	24	0	**41.4**	40.7	↑
3	姫路市立公民館運営審議会	市民活動推進課	10	5	6	△ 1	**50.0**	60.0	↓
4	姫路市環境審議会	環境政策室	20	8	8	0	**40.0**	40.0	→
5	姫路市社会福祉審議会	福祉総務課	33	15	15	0	**45.5**	45.5	→
6	姫路市民生委員推薦会	地域福祉課	10	4	4	0	**40.0**	40.0	→
7	姫路市障害認定審査会	障害福祉課	35	19	17	2	**54.3**	47.2	↑
8	姫路市国民健康保険運営協議会	国民健康保険課	21	9	8	1	**42.9**	40.0	↑
9	姫路市介護認定審査会	介護保険課	192	66	64	2	**34.4**	33.3	↑
10	姫路市保健所運営協議会	保健所総務課	18	9	8	1	**50.0**	42.1	↑
11	姫路市小児慢性特定疾病審査会	保健所予防課	5	2	2	0	**40.0**	40.0	→
12	姫路市感染症診査協議会	保健所防疫課	9	4	4	0	**44.4**	44.4	→
13	姫路市食育推進会議	保健所健康課	16	7	7	0	**43.8**	43.8	↑
14	姫路市都市計画審議会	都市計画課	20	3	3	0	**15.0**	15.0	→
15	姫路市開発審査会	まちづくり指導課	7	2	2	0	**28.6**	28.6	→
16	姫路市建築審査会	建築指導課	7	3	2	1	**42.9**	28.6	↑
17	中播都市計画事業JR網干駅前土地区画整理審議会	区画整理課	7	1	1	0	**14.3**	14.3	→
18	中播都市計画事業阿保土地区画整理審議会	姫路駅周辺・阿保地区整備課	13	0	0	0	**0.0**	0.0	→
19	中播都市計画事業姫路駅周辺土地区画整理審議会	姫路駅周辺・阿保地区整備課	7	2	2	0	**28.6**	28.6	→
20	中播都市計画事業駅南土地区画整理(姫路駅南西地区)審議会	姫路駅周辺・阿保地区整備課	8	4	4	0	**50.0**	50.0	→
21	姫路市自転車等駐車対策協議会	道路総務課	－	－	－	－	**－**	－	－
22	白鷺学校運営協議会	学校指導課	10	2	0	2	**20.0**	0.0	↑
23	四郷学校運営協議会	学校指導課	13	5	5	0	**38.5**	38.5	→
24	豊富学校運営協議会	学校指導課	11	2	1	1	**18.2**	8.3	↑
25	姫路市青少年問題協議会	生涯学習課	14	6	6	0	**42.9**	42.9	→
26	姫路市社会教育委員	生涯学習課	9	4	5	△ 1	**44.4**	41.7	↑
27	姫路市文化財保護審議会	文化財課	9	2	1	1	**22.2**	12.5	↑
28	姫路市立図書館協議会	城内図書館	12	5	11	△ 6	**41.7**	50.0	↓
小計	審議会数	**27**	632	237			**37.5**	36.2	↑

（委員の選任がない審議会等を除く）

※　－は現在、委員を選任していない。

③　市が独自の条例で設置する審議会等

No.	名称	担当課	委員実選任数(人)	内女性数(人)	昨年女性数	女性増減数（人）	女性委員比率(%)	前年度同比率(%)	変動
1	姫路市政策局指定管理者選定委員会	企画政策室	－	－	－	－	**－**	－	－
2	姫路市産学協同研究助成選考委員会	高等教育室	8	3	4	△ 1	**37.5**	50.0	↓
3	姫路市奨学学術振興事業運営委員会	高等教育室	7	2	1	1	**28.6**	14.3	↑
4	姫路市奨学生選考委員会	高等教育室	10	4	5	△ 1	**40.0**	50.0	↓
5	ひめじ創生戦略会議	ひめじ創生戦略室	14	6	6	0	**42.9**	42.9	→
6	姫路市交通安全対策会議	危機管理室	20	1	1	0	**5.0**	5.3	↓
7	姫路市安全安心推進協議会	危機管理室	－	－	－	－	**－**	－	－
8	姫路市行政不服審査会	行政管理課	3	1	1	0	**33.3**	33.3	→
9	姫路市行財政改革市民会議	行政経営課（行政管理課）	11	5	5	0	**45.5**	45.5	→
10	姫路市政治倫理審査会	職員倫理課	3	1	2	△ 1	**33.3**	40.0	↓
11	姫路市職員倫理審査会	職員倫理課	3	1	2	△ 1	**33.3**	40.0	↑
12	姫路市特別職報酬等審議会	人事課	10	3	－	－	**30.0**	－	新規
13	公務災害補償審査会	人事課	－	－	－	－	**－**	－	－
14	姫路市退職手当審査会	人事課	3	1	1	0	**33.3**	33.3	→
15	姫路市事業評価監視委員会	工事技術検査室	8	4	4	0	**50.0**	50.0	→
16	姫路市市民局指定管理者選定委員会	市民活動推進課	－	－	2	△ 2	**－**	40.0	休止
17	姫路市男女共同参画審議会	男女共同参画推進センター	17	10	10	0	**58.8**	58.8	→
18	姫路市情報公開・個人情報保護審査会	市民総合相談室市政情報センター	5	2	2	0	**40.0**	40.0	→
19	姫路市消費生活審議会	市民総合相談室消費生活センター	7	4	4	0	**57.1**	57.1	→
20	アイランドハウスいえしま荘民間活用事業者選定委員会	家島事務所	7	3	－	－	**42.9**	－	新規
21	姫路市立高木総合センター運営委員会	人権総務課（高木総合センター）	11	5	4	1	**45.5**	36.4	↑
22	姫路市立庄田総合センター運営委員会	人権総務課（庄田総合センター）	11	5	5	0	**45.5**	45.5	→
23	姫路市立津熊総合センター運営委員会	人権総務課（津熊総合センター）	11	5	5	0	**45.5**	50.0	↓
24	姫路市立見野総合センター運営委員会	人権総務課（見野総合センター）	11	5	5	0	**45.5**	45.5	→
25	姫路市立上手野総合センター運営委員会	人権総務課（上手野総合センター）	11	5	4	1	**45.5**	36.4	↑
26	姫路市立上鈴総合センター運営委員会	人権総務課（上鈴総合センター）	11	6	6	0	**54.5**	54.5	→
27	姫路市立福井総合センター運営委員会	人権総務課（福井総合センター）	11	4	5	△ 1	**36.4**	45.5	↓
28	姫路市立下構総合センター運営委員会	人権総務課（下構総合センター）	10	6	5	1	**60.0**	50.0	↑
29	姫路市立城東町総合センター運営委員会	人権総務課（城東町総合センター）	10	5	5	0	**50.0**	50.0	→
30	姫路市立丸尾町総合センター運営委員会	人権総務課（丸尾町総合センター）	10	5	5	0	**50.0**	45.5	↑
31	姫路市立中鈴総合センター運営委員会	人権総務課（中鈴総合センター）	11	5	6	△ 1	**45.5**	54.5	↓
32	姫路市立堀川町総合センター運営委員会	人権総務課（堀川町総合センター）	10	5	4	1	**50.0**	40.0	↑
33	姫路市立西御着総合センター運営委員会	人権総務課（西御着総合センター）	11	6	6	0	**54.5**	54.5	→
34	姫路市立砥堀二区総合センター運営委員会	人権総務課（砥堀二区総合センター）	10	5	5	0	**50.0**	50.0	→
35	姫路市立実法寺総合センター運営委員会	人権総務課（実法寺総合センター）	10	6	6	0	**60.0**	60.0	→
36	姫路市立豊岡総合センター運営委員会	人権総務課（豊岡総合センター）	10	6	6	0	**60.0**	66.7	↓
37	姫路市立長野総合センター運営委員会	人権総務課(長野総合センター)	11	5	5	0	**45.5**	45.5	→
38	姫路市農林水産環境局指定管理者選定委員会	美化業務課・農政総務課	10	5	5	0	**50.0**	50.0	→
39	姫路市新美化センター整備基本計画検討委員会	環境事業推進室	15	7	7	－	**46.7**	46.7	→
40	姫路市新美化センター整備運営事業者選定委員会	環境事業推進室	5	2	－	－	**40.0**	－	新規
41	姫路市農業振興地域整備促進協議会	農政総務課	10	4	4	0	**40.0**	40.0	→
42	姫路市農業委員会委員選考委員会	農政総務課	5	2	2	0	**40.0**	40.0	→
43	姫路市中央卸売市場開設運営協議会	中央卸売市場	10	4	4	－	**40.0**	40.0	→
44	姫路市健康福祉局指定管理者選定委員会	福祉総務課	5	2	2	0	**40.0**	40.0	→
45	姫路市福祉有償運送運営協議会	高齢者政策課	12	5	5	0	**41.7**	41.7	→
46	姫路市地域ケア推進協議会	高齢者政策課	10	4	4	0	**40.0**	40.0	→
47	姫路市福祉事務所老人ホーム入所判定委員会	高齢者支援課	8	4	4	0	**50.0**	50.0	→
48	姫路市生活支援ハウス入所判定委員会	高齢者支援課	6	3	3	0	**50.0**	50.0	→
49	姫路市介護予防事業施策評価委員会	高齢者支援課	5	2	2	0	**40.0**	40.0	→
50	姫路市こども未来局指定管理者選定委員会	こども総務課	－	**－**	2	△ 2	**－**	40.0	休止

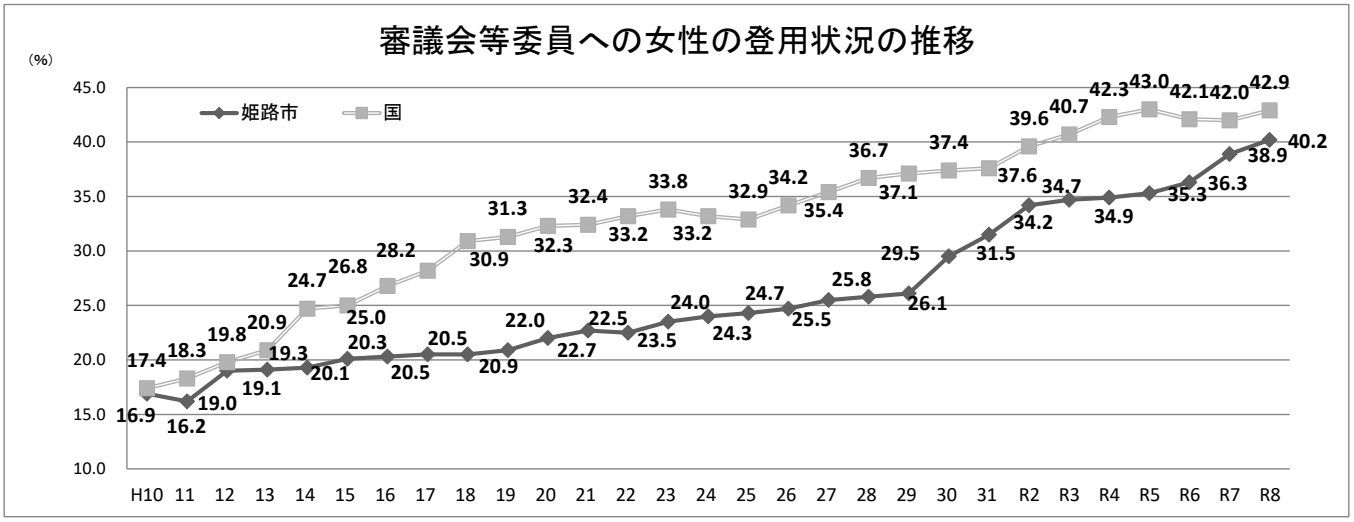
③　市が独自の条例で設置する審議会等

51	姫路市いじめ問題再調査委員会	こども総務課	5	0	0	0	**0.0**	0.0	→
52	姫路市子ども・子育て会議	こども総務課	20	11	10	1	**55.0**	50.0	↑
53	姫路市放課後児童クラブ運営事業者選定委員会	こども総務課	5	2	―	―	**40.0**	―	新規
54	姫路市観光経済局指定管理者選定委員会	観光コンベンション室	9	4	3	1	**44.4**	33.3	↑
55	姫路市美術品等購入審議委員会	美術館	9	4	5	△ 1	**44.4**	50.0	↓
56	姫路市勤労福祉審議会	労働政策課	―	―	―	―	―	―	―
57	（仮称）道の駅姫路整備運営事業者審査委員会	道の駅整備室	5	2	2	―	**40.0**	40.0	→
58	手柄山スポーツ施設整備運営事業者選定委員会	手柄山平和公園整備課	―	―	―	―	―	―	―
59	姫路市都市局指定管理者選定委員会	都市計画課	―	―	―	―	―	―	―
60	姫路市景観・広告物審議会（デザイン部会含む）	まちづくり指導課	25	11	11	0	**44.0**	42.3	↑
61	姫路市建築紛争調停委員会	まちづくり指導課	5	2	2	0	**40.0**	40.0	→
62	姫路市ホテル等建築審議会	まちづくり指導課	5	2	2	0	**40.0**	40.0	→
63	姫路市営住宅入居者選考委員会	住宅課	―	―	―	―	―	―	―
64	姫路市空家等対策協議会	住宅課	13	5	5	0	**38.5**	38.5	→
65	姫路市地域公共交通会議	地域公共交通課	22	2	2	0	**9.1**	9.1	→
66	姫路市建設局指定管理者選定委員会	道路総務課	―	―	1	△ 1	―	25.0	休止
67	姫路市自転車等駐車場等整備・管理事業者選定委員会	道路総務課	―	―	―	―	―	―	―
68	姫路市歩行者利便増進道路占用予定者選定等委員会	道路総務課	6	3	―	―	**50.0**	―	新規
69	姫路市自然保護審議会	公園緑地課	10	4	4	0	**40.0**	40.0	→
70	姫路市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会	公園緑地課	5	2	2	―	**40.0**	40.0	→
71	姫路市官民データ活用推進会議	デジタル戦略室	14	6	―	―	**42.9**	―	新規
72	姫路市教育職員退職手当審査会	総務課	3	1	1	0	**33.3**	33.3	→
73	姫路市社会教育施設等指定管理者選定委員会	総務課	5	2	―	―	**40.0**	―	新規
74	姫路市教育委員会指定管理者選定委員会	総務課	―	―	―	―	―	―	―
75	姫路市教育振興基本計画審議会	教育企画室	―	―	5	△ 5	―	33.3	休止
76	姫路市いじめ問題調査委員会	学校指導課	―	―	―	―	―	―	―
77	姫路市立学校校区審議会	学校指導課	8	4	1	3	**50.0**	16.7	↑
78	姫路市立学校結核対策委員会	健康教育課	10	5	5	0	**50.0**	50.0	→
79	姫路市学校保健審議会	健康教育課	8	3	0	3	**37.5**	0.0	↑
80	姫路市学校給食運営審議会	健康教育課	13	9	8	1	**69.2**	57.1	↑
81	姫路市立総合教育センター運営協議会	総合教育センター教育研修課	13	6	6	0	**46.2**	46.2	→
82	姫路市教育支援委員会	総合教育センター育成支援課	19	6	6	0	**31.6**	31.6	→
小計	審議会数 **68**		654	280			**42.8**	42.3	↑

※　ーは現在、委員を選任していない。

（委員の選任がない審議会等を除く）

■　審議会等委員への女性の登用状況の推移（条例設置以上）



局別女性委員登用率一覧

令和８年３月３１日現在（令和７年度廃止分含む）

		審議会数			委員数			
		総数	女性委員なし	女性委員40～60%(※)	総数	女性	女性の割合	前年度女性委員比率
1	政策局	7	0	4	175	64	36.6%	36.9%
2	総務局	6	0	5	33	12	36.4%	40.7%
3	財政局	1	0	1	8	4	50.0%	50.0%
4	市民局	22	0	21	226	113	50.0%	49.6%
5	農林水産環境局	7	0	7	75	32	42.7%	44.0%
6	健康福祉局	15	0	14	385	155	40.3%	38.6%
7	こども未来局	3	1	2	30	12	40.0%	40.0%
8	観光経済局	3	0	3	23	11	47.8%	41.7%
9	都市局	12	1	5	139	37	26.6%	25.5%
10	建設局	3	0	3	21	9	42.9%	35.0%
11	デジタル戦略本部	1	0	1	14	6	42.9%	－
12	上下水道局	－	－	－	－	－		25.0%
13	教育委員会事務局	15	0	8	157	62	39.5%	35.1%
	合計	95	2	74	1286	517	40.2%	38.9%

☆地方自治法第202条の3に基づく、該当審議会等がある局のみ掲載しています。
※委員3名中女性委員1名（33.3%）又は2名（66.6%）の審議会を含む。

令和7年度

姫路市男女共同参画プラン 2027　推進状況報告書

－姫路市男女共同参画推進条例第 19 条の規定による年次報告書－

令和８年（2026 年）１０月
姫路市　市民局　市民参画部　男女共同参画推進センター
〒670-0012　姫路市本町 68 番地 290　イーグレひめじ 3 階
TEL（079）287-0803　　FAX（079）287-0805
ＨＰ https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/0000022433.html